

平成24年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成24年6月19日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番	小 畑	傳 君
2番	滝 波	登喜男 君
3番	金 元	直 栄 君
4番	齋 藤	則 男 君
5番	長 岡	千恵子 君
6番	原 田	武 紀 君
7番	川 治	孝 行 君
8番	川 崎	直 文 君
9番	多 田	憲 治 君
10番	上 坂	久 則 君
11番	長谷川	治 人 君
13番	松 川	正 樹 君
14番	渡 邊	善 春 君
15番	伊 藤	博 夫 君
16番	上 田	誠 君
17番	酒 井	要 君
18番	河 合	永 充 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君					
副町	長	田中博次君					
教	育	長	青山慶行君				
消	防	長	中村勘太郎君				
代	表	監	査	委	員	小山和男君	
総	務	課	長	布目洋一君			
企	画	財	政	課	長	小林良一君	
監	理	課	長	南部顕浩君			
建	設	課	長	山下誠君			
農	林	課	長	河合淳一君			
永	平	寺	支	所	長	酒井暢孝君	
上	志	比	支	所	長	清水満君	
福	祉	保	健	課	長	長谷川斉男君	
住	民	生	活	課	長	市岡栄二君	
環	境	課	長	椋山勇君			
会	計	課	長	加藤茂森君			
子	育	て	支	援	課	長	伊藤悦子君
税	務	課	長	山田和郎君			
商	工	観	光	課	長	酒井圭治君	
学	校	教	育	課	長	末永正見君	
生	涯	学	習	課	長	長谷川伸君	
町	立	図	書	館	長	中村耕夫君	
上	水	道	課	長	山本清美君		
下	水	道	課	長	酒井篤男君		
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君					

6 会議のために出席した職員

議	会	事	務	局	長	南部辰夫君
書	記	山田孝明君				

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(午前10時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（河合永充君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行します。

14番、渡邊君の質問を許します。

○14番（渡邊善春君） きのうからきょうと新聞、ラジオあるいはテレビ等において非常に大きな台風がこの福井県に接近しておるといようなニュースを聞きますけれども、本町においてやはり災害のないことをお祈りしながら、一般質問に入りたいと思います。

我々、町議会がさきの5月28、29、31と3日間にわたりまして議会と語る会、言うなれば町民と語る会、町民の生の声を聞こうということでいただきまして、数多くの町民の方々から新しい、広いご意見等をいただきまして参考になったなという気持ちでございます。

それを中心に、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。

どこの会場に行っても、やはり消防の問題、大きくクローズアップをされておりました、特に上志比地区やあるいは永平寺地区において本当に消防に関心の高いことに非常に感心をしまして、何とかいい消防署の統合をしていきたいなと、協力していきたいなという私の気持ちでございますけれども、やはりこの消防問題は本町の議会が始まってと言ってもいいほど、提言する議会とあって、やはり我々議会のほうから町に対して提言をした。その提言に従ったといえますか、やはり行政のほうも真剣に取り組んでいただきまして、今や統合ということが避けて通れない道になってきたと思います。

そこでまず最初に、難しい問題かもしれませんが、町長のいろいろな答弁の話の中で消防庁舎の問題を正式にまだ我々の手元に庁舎をどうしてこうする

んですよというような声がございませんけれども、できることならば町のほうから消防庁舎はどこに設置するんだということを明言していただけないかな。やはり平成6年に吉田消防組合時代に、それは合併前でございますから、平成6年に吉田消防組合がございまして、その中で消防庁舎を統合しようということの決定をしておったのがずっと続いてきて、その後、やはり位置をどこにするかということは、機能補償道路が完成して、そのコースを見きわめた上で新しい庁舎の建設場所を決定しようということで、それで一応切れておるんですけども、その後、やはり平成の大合併、松岡、永平寺、上志比地区、2町1村が合併をしまして、さあ今後、やはり合併された以上、3町においてどのようにするかということを考えていく必要があるかと思っておりますけれども、ここでお尋ねでございますけれども、本当に庁舎をどこにしようと思われるのか、ご説明を願いたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 消防署統合についての町の基本的な考え方を示してほしいというご質問でございますが、私どもの考えを答弁させていただきます。

消防署の統合について、現在の東古市地区の開発センター及び永平寺支所を利活用した考え方でございます。

その理由といたしまして、1つ目、位置につきましては、永平寺町の中心部で、人の体でいうと動脈となっている国道416号線を最大限生かし、どの地区へも弊害なくスムーズに出動できることや、人口的にもおおむね永平寺町の中心部として住民と居住地等を考慮して、またあわせておおむね等距離の位置であること。

2つ目といたしまして、消防救急デジタル無線基地局の位置としまして、現在の永平寺支所に設置することにより、無線エリアが最大限の効果を発揮できる調査結果が出ました。

3つ目、こしの国ケーブルテレビの事務所があることから、災害時の情報発信が速やかに行え、住民の周知が容易であること。

以上、3項目が大きな要因でございます。

庁舎につきましては、既存の公共施設の利活用や、現在の開発センター及び永平寺支所を改築し、車庫及び訓練等を新築する方向で考えております。

年度別の事業の流れでございますけれども、消防救急デジタル無線の工事と並行し、25年度に実施設計、26年度、27年度で本工事、28年の4月より運用開始と考えております。

また、これにあわせまして高機能指令装置の整備も行う予定でございます。

この事業計画に関しましては、現在、若手職員の意見を十分に尊重し、また最大限に取り入れ、職員で構成する消防統合プロジェクトチームにて検討中でございますので、でき上がり次第、町部局、議会にお示ししたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、消防長のほうからの答弁で、多分、私も予測したとおりにかなという考えでございますけれども、やはりこれは議会と語る会の中で非常に関心が強い問題でございまして、町民の非常に関心の深いところでございますから、町民にもう少しアピールをしてほしいと、そういう説明をしてほしいということです。今後、町民に対してどのような説明をされるのか、説明の方法がありましたらひとつお聞かせを願いたいと思いますけれども。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） この統合の問題につきましては、今現在、消防の体制、そういった業務内容、いろいろな住民にサービスできるようなサービス業務、そういったもろもろの問題点が少々ありまして、それらを解決していくべく、それが最も住民にとって安全・安心に寄与するようなことで精いっぱい考えているところでございます。そういうような方向でとらえておりまして、それらに向かってきちんとしたこれからの動き、また考え方、そういったものを住民にわかりやすく、これからも幾度となく説明していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 消防長からいろいろ答弁がありましたように、消防署内にプロジェクトチームを立ち上げて議論されておるとのこと。だから、プロジェクトチームという場合、若手を中心という先ほどの言葉にありましたように、やはりこれはプロ中のプロでございますから、我々素人がとやかく言う問題じゃないと思いますけれども、やはりいろんな安心、安全なまちづくりをするためにも、よりよい消防行政をしていきたいというのが私の気持ちでございますので、改めてプロジェクトチームでどのような話し合いで問題点が出たのか、あるいはまた今後、当然協議されておると思いますけれども、機能補償道路が監視をする、中部縦貫道も監視する。しかしながら、本署を永平寺支所に持っていけば、やは

りメリットのある地域あるいはデメリットのある地域が出てくる可能性があると思うんですけども、今後特に上志比地区においてどのような消防体制を組んでいかれるのかなと思うんですが、当面の間、やはり1支所を設けていくのか、あるいはその後もうないようにしてしまうのかというようなことも含めて、説明をできたらお願いをいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 私も本年で消防に入りまして41年です。それまでに蓄積してきた消防のとらえ方、また大きく今変動している全国の消防もあります。それですけども、今ここにあるプロジェクトチームでとらえておりますのは、庁舎のプロジェクトチーム、そしてデジタルのプロジェクトチーム、それと指令台のプロジェクトチームということで、3チームにおきまして総合的にやって取り組んでおります。

議員仰せの、今1本部1署とか、または1本部1署1分署体制、今はそういうことをさせていただいておりますけれども、これらにおきましても、これからそういった住民とのご理解を得まして、いい方向に、また強い消防のあり方ということをとらえていただいて、そういったことで方向性をきちんと出していきたいと思っているところでございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 我々もやはり少しでも勉強したいということで、さきの全員協議会、全議員が本町の消防署の指令台を見まして、これが指令台だということで、黒の昔の電話があるやら、ちょっとお粗末やな、古いなという感じでした。

その後、大野市の消防に行ったとき、指令台が非常にすばらしいんですね。大野のはね。これでもまだ中の中やということで、まだまだいいのあるんやと。しかし、消防署に119で入ればすぐ、入った途端にもうその場所がコピーとして出るというような状態。さすがやっぱりいいシステムだなということを感じてきまして、またさきの我々議会の総務常任委員会のもとに、岡山県の津山市の視察研修をさせていただきました。建物はそんな非常に立派でございました。しかし、いろいろ研修時間の関係上、そんなにひどく研修もできませんでしたけれども、やはり立派な消防署だなという。

例えば大野市にしても津山市にしても大きな市でございます。我々町でございしますが、我々でこれだけできるのかなというような不安も持ってきましたけれど

も、やはりその中で、今、あわら市でも新しい消防庁舎を建設中でございますし、いろいろ消防行政においては非常に日進月歩、すぐれたものが一日一日ずつ新しいものが出てくるなということでございますけれども、しかしながら、我々永平寺町の消防体制も、全国的に見てもやはり体制はすばらしい消防体制だろうと私は自負いたしておりますけれども、やはり救急車にしても5分前後で現場まで到達すると。全国においてもそのようなことは非常に少ない。

そしてまた、永平寺町が進めておる自主防災組織も全町に90カ所の全地域に、大きな部落は自主防災組織も立ち上げているんです。私の町内もやはり合併前でもございましたけれども、この旧松岡町で2番目に早く自主防災組織を立ち上げた町内の一つでございますけれども、やはりこの防災問題に非常に関心が深い、また町民の理解を得なくてはならないというような問題が多々ありますので、やはり町民の理解を深めるためにも町民に強くアピールをして、ご理解を得るようにしていただきたいというのが私の気持ちです。消防長あるいは町長が、今後こういうような方向で町民の理解を得ていくんだというような声がございましたら、一言またつけ加えていただきたいと思えます。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 確かに議員仰せのとおりでございます。町民一人一人にとりましては大規模消防も小規模消防も一人の命は同じでございます。十分にそれはもう理解させていただいて、また今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

今、この統合に向けて私たちが今やっていることにつきましては、やはり消防団の強化、これも重要でございます。防災の担い手として。それとあわせて、地区の自主防災連絡協議会、これの強化。これ一人一人が住民と携えて私どもがなしていける技でございますので、それらをよくよく十分踏まえてこれから取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） では、消防問題はこの辺にしまして、次に生徒の登校問題あるいは登下校の通学の件についてお尋ねをいたしたいと思えます。

先日ですけれども、原田議員からもございました。重複する点があるかと思えますけれども、お許しを願いたいと思えます。

最初に、通学、特に私は松岡中学校に通う自転車通学をする生徒の危険性は非常に大きいと思うんですね。やはり教育長も毎日朝夕同じ場所を通っておると思

いますけれども、こちらの県道中川線、五松橋からこちらのほう、あの狭い道路、どう思われるかなということです。

そして、あそこは五松橋の横の自転車道がございますけれども、自転車道から出て旧県道、ひどい勾配ですよ。急勾配。そして、出てくる、こちらに来る。そしたら今度自転車が渡らなくちゃならない。特に片や、神明とか、あるいは薬師のほうに向かう道路です。そして片や、アニスのほうにおりる道路、非常に交通量が多い。そして、結構スピードも出ておると。しかしながら、今のところ、事故がないでいいものの、よく自動車同士の接触事故はあるんですけれども、やはり通学路として非常に危険が伴うと。

皆さん、教育委員会、教育長初め学校教育課長はこれどう思われるか、一回お尋ねいたしたい。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

松岡中学校の通学路の件でございますけれども、今議員仰せのとおり、御陵地区の生徒の皆さんが九頭竜川にかかっています歩道橋を通りまして、旧県道といえますか、町道になっていると思えますけれども、あそこを通過して、元の新谷の散髪屋さんのところの横断歩道を渡って、また中川線をずっと学校のほうに向かっていくということで、非常にあその県道につきましては交通量も多いということと、おまけにカーブになっているということで、また変則的な交差点の形状になっているというようなこともございまして、非常に危険な箇所となっているところでございます。

このため、とにかく横断歩道を手前に、そういう横断歩道があるというような車の運転手されている方に認識をしていただくということで、立て看板等を立てまして、そういった横断歩道があると注意を喚起していきたいなということで考えているところでございます。

また、この交差点につきましては、そういったことで危ないということで、交通指導員さんによる交通指導もさせていただいているところでございます。

今後とも継続的に警察とか関係機関と相談をさせていただきまして、抜本的な手当のこともございますけれども、できることからやっていきたいなというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 学校課長のほうから言われたとおり、当然、私から言わせ

れば通り一遍の答弁かなという感じでございますけれども、やはり現地を見る必要があるんです。現場をね。あそこ横断歩道を上がったすぐ、御陵のほうから来たところ、横断を渡って左側通行をする。自転車ですから、左側通行をするときに電柱があるんですね。そうすると、電柱を通り越すわけにいかない。やっぱり道路のセンターラインのほうに通る。そうするとまた事故のもとになるんですね。

そして、ペイントもずっと。これは片方のほうは御陵のほうから中学校のほうに向かう道路は割合にペイントされていていいですけども、今度帰ります。

ここにもまた原田議員の名前出ますけれども、原田議員の自宅からの交差点からあそこの現地まで、やはりずっと歩道というんかペイントしてございますけれども。しかしあのペイント、何のためにしてあるんやと言いたいような気持ちなんです。

なぜだったら、ペイントが白線が引いてあるんですけども、白線と電柱と同じなんですよ。場所がずっと。教育長、見てますか。そしたら、あの白線を引いてあるということは、その民家寄りに通りなさいということなんですよね。中央に出ろということではないですよ。そうすると、電柱があるんです。自転車通れないんですよ。わかります？ それで6本か7本あるんですよ、電柱だけでも。そうすると、通学する子供さんが自転車ですから引っ張って歩くわけにいかないでしょう。やはり車道のほうにはみ出して通っている。車道のほうにはみ出せば交通事故になる可能性が多いと私は思うんですけども、学校教育課長、その点、現地見ておられたら、見ておられないんだったら素直にご答弁願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） ご答弁させていただきます。

今ほどの件でございますけれども、現地は一応確認はさせていただいているところでございますけれども、渡邊議員さんのご指摘になられています路側帯と電柱の関係まではちょっと確認しておりませんでしたけれども、今ご指摘いただきました、路側帯につきましては道路の構造令上何メートルというような形で決まっているかなと思います。あと電柱が北電の電柱かN T Tの電柱かちょっとわかりませんが、そこら辺の位置関係をちょっと確認させていただきまして、そういった県道に立っている電柱等が通学路に支障があるということであれば、一度そういった電柱の設置者と協議させていただきまして、少しでも改善できないかなということで協議をさせていただきたいなと思っておるところでございます。

す。

以上です。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） あそこは非常に難しいかもしれませんが、やはり車が物すごいスピードで通るんですよね。やはりあそこは町として警察あるいは公安委員会と話しながら、スピード規制だけかけていく。かかっているんですよ。かかっているんですけど、もっとやっぱり低速で走るような規制をかける必要があるんじゃないかと。

そしてまた、あそこは追い越し禁止じゃないんですよね。だからやはり追い越しという規制ということも考えて、安全に子供さんが通学、登下校できるようにしてほしいなという気持ちでございますけれども、再度申しわけございませんけれども、答弁ありましたらひとつ。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今ほどもいろいろご指摘いただきましたけれども、どういった法則が一番よくなることかはちょっとわかりませんが、一つ一つを塗りつぶしながら安全、安心のための通学路の確保に努めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

当該交差点の周辺、非常に危険であるということは、私どものほうも十分承知をしております。それで、永平寺警察署等とも十分話をしているわけですが、一番肝心なのはあそこで道路を一度横断しなければならないということが非常にネックになっております。

3つの方向から車が来ると。そういう交通量の多いところをあそこで自転車を一たんおりに横断すると、そういう必要があるということでございます。登校時にはですね。

そういうことで、今、いろいろ道路交通法上の規制とか、あるいは信号の設置とか、そういうようなことも考慮しておりますし、そのほか、ドライバー、そして子供たち、両方があの交差点あるいは周辺が非常に危険であるということをまずはやっぱり認識していただく必要があります。そうすれば、ドライバーは速度を緩める。そして、子供たちも十分安全確保をするといったようなことに努めて

いただきたいということから、先ほど学校教育課長も申し上げたとおり、そういうことを認識していただくような、本当に目立つようなそういった看板をこれからは幾つか設置しなければならないというふうに考えております。

昨日からも進入禁止のところへ入っていくような、そういった車もあるというふうなことです。取り締まりも強化いたしますけれども、今申し上げたように、道路標識とは別にもっとみんなが認識できるような、そういった看板を設置していくようなことを考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） あそこはやっぱり県道中川線でございますから交通量が非常に多いんですね。多種多様の、言うならば11トンのダンプカーが通ったり、あるいはまたトレーラーが通ったり非常に危険が伴うんですね。やはりそんなことも含めて、子供さんが、中学生の生徒が安心して登下校できるような施策を抜本的に考えていただきたいというのが私の気持ちでございますけれども、今後とも問題点として取り組んでいただきたい。

今後取り組んでいただけると思っていますから、やはりこれをもってこの問題、中学生の登下校の問題に対してこの辺にしたいと思っておりますけれども、教育長、もしも毎日役場に来られるとき、やはり一日に最低でも二度は通っているだろうと思っておりますけれども、教育長の声があったらありがたいなと思っておりますけれども、ご答弁できませんか。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 今ほどいろいろ答弁させていただいたそのとおりでございまして、あそこの道は非常に危険なところがございます。わき道にそれて危険を回避するという点を考えてみても、なかなかちょっと難しいところがありまして、看板と、それから路側帯のことなど、関係当局と詰めて相談してまいりたいというぐあいに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 中学生の登下校についてはこの辺で置きたいと思っております。

続いて、同じ登校でございますけれども、小学生でございます。通学路が変更したと。やはり新聞等で大きく取り上げておられた。そして、清流地区あるいは葵地区の生徒さんが危険だといって副町長の自宅の前から神明2丁目に入って、神明2丁目からまた、私、自分のこと言っちゃ何ですけれども、私の家の前を歩いて電車を渡って、そして学校のほうに行くということでございますけれども、

そこで当然、この問題はP T Aや育友会やら、あるいは警察、あるいは町当局と話し合いに話し合いを重ねてされたことだろうと思うんですけども、大変いいことだろうな。そして、一部の議員によると距離が伸びたというようなこと。距離は伸びたかもしれませんが、やはり短くなれば同じようなところもあるし、少々伸びたことは許容範囲だろうと私は思いますけれども。

そこで、これは育友会との話し合いあるいは地域との問題だと思いますけれども、この間、私の町内の方からちょっと聞いたんですけども、声はそんなに大きくないんですけども、大変だなというのが。私も登校のときにおはよう、おはようって子供さんの温かい言葉言って、本当にすがすがしい言葉になるんですけども、そこでやはり生徒数がふえた、父兄の見回り、そういう人がふえておらない。やはりできることならば葵町あるいは平成地区から来ているんだから、その辺のご父兄の方も少しこっちに回ってくれんかなという声でございますけれども、話しできているんですか。

その父兄が、指導員が指導するとき。みんな旗持ちなんて私言いますけれども、してるでしょう。あの人は、やはり地域において、あるいは学校教育課ともそのような話ししておられるんですか、しておられないんですか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。

今ほどのP T Aの保護者の方の街頭指導等の件につきましては、直接学校教育課としては関与しておりませんが、通学路を変更したことによりまして、また新たな箇所のような街頭指導というものも出てくるかなとも思いますので、その点につきましてはまた学校のほうに連絡をさせていただきたいと思えます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 当然そうしてもらって、やはり今まで以上の軽減を、減らしていただきたいなど。できるだけね。するのは嫌というんじゃないですよ。やっているんですね、一生懸命に。しかし、私はその危険を伴うのが、ちょうど私のあそこに、神明2丁目にえちぜん鉄道の踏切があるんです。踏切があると電車が上下合わせて4本通っているんですよ。上り2本、下り2本、4本通っている。1時間に4本通ると25分に1回通るんですね。そういう計算になるでしょう。私は頭悪うございますけれども、それだけは計算できるんですけど。

そうすると、登校する生徒数が物すごいふえたんですよ。ふえたんですよ。わか

るでしょう。ふえたということは、電車の線路を通過する子供さんの時間が長くなるということなんです。

そうすると、電車が行っちゃまって、次来るまで25分あるんだからいいですけども、途中で入ったら今度途中で切られるおそれあるんですよ。そうすると、指導している、引率している育友会の方々が大変なことになるんですよ。だからその辺も十二分に話し合いをして、やはり安心な登下校をしていただきたいと思いますうんですけども、教育課長、どう思われますか、その件について。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今言われましたそういった登下校の際に人数が多くなったということで、踏切を渡る時間が長くなるということによりまして、電車が通過するときには分断されてしまうというようなことでございます。

そこら辺につきましても学校のほうに連絡をしまして、分断されても先発隊が待っていてもらうとか、そういった指導をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 私の一番恐れることは、分断された、子供さんですから、あら早う行かなあかんと言って走ったときに電車が来たら事故のもとなんです。取り返しのつかない事故になるんですよ。だからそのところ、やっぱり指導員がたくさんおれば、引率するご父兄の方がたくさんおれば、「あら、あんた行ったらだめよ。そことまりなや」と言うてとめられるんですよ。しかし一番恐れるのはそこなんです。だから、そのところを十二分にやっぱり話し合いしながら、子供さんの楽しい登下校にしてほしいというのが私の願いでございますので、もしもその辺に今後課題として取り組んでいただければいいんですけども。

そうすると、私の町内会の生徒数が細かく分かれましたので、十数名なんですよ。その中の役員さんやいろいろな方々、あるいは町内の方やら出ていって、そんなに人がおらないと思うんです。だからできることならば一人でも多くの方々が出ていただいて、そして子供さんを守ってほしいというのが私の気持ちでございますので、ひとつそのようにしていただきたいということでございます。

いろいろと質問させていただきましたけれども、私の一般質問はこの辺で。

○議長（河合永充君） 渡邊議員、もう一つ、永平寺町各小学校、中学校、幼稚園のプールの関係。

○14番（渡邊善春君） 済みません。もう一つございます。申しわけございません。

さきの町議会と語る会の中でやはり問題視されたのは、非常にこれは何とか、こんなことになってるんかと言うてびっくりしたんですけれども、上志比地区で語る会の中でどう言われておったか。プールの底が傷んでいるんだと。あんなとこ歩いたらけがしますよということなんです。

そして、私は数年前にもプールを見て、非常に全国的に問題になったのは、プールの給水、排水口の問題です。排水口に挟まれて子供さんの死亡事故がある、あるいはけがする事故が出てきたということですが、本町においても議会の中でも問題視されまして、完全にしとるといような言い方でございましたけれども、今後、幼児のプール内の亀裂、傷んでおるといことがございますから、傷んでおるといのはどのようなことを言われたといたら、内容をうちのブロックの委員長していた伊藤議員が持っていると思いますから、どこでどう言われたかということをお聞いておいてください。

だから、やはり傷んでいるところね。下はやっぱりけがしますよと言われたことは、素足で歩くんですよね、プールの中は。わかるでしょう。子供さんの皮膚はやわらかいんですよね。だからけがしやすいんですよ。だから十二分に調査して対応してほしいと。

そして、一括して申しますけれども、幼、小、中、各学校のプール、どのような水を使っておられるか、そしてどのような消毒をされておるのかということをお聞きいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えさせていただきます。

まず、小中学校のプールの水質の管理でございますけれども、プールのろ過器が正常にろ過できるように、シーズン前、5月から6月ごろに1回と、9月のシーズンオフの使用後に1回ということで、計2回の点検を実施しているところでございます。

水質の検査につきましても、年2回、検査業者と学校薬剤師が各学校に出向きまして、学校保健安全法第6条の規定の学校環境基準に照らしまして実施しているところでございます。

また、シーズン初めの清掃時に排水口の安全が確保されているかどうかも検討して確認をしているところでございます。

毎日の点検としましては、プールの担当の先生が塩素のpHとか、そういった

塩素濃度の管理をしておりますし、またろ過器などの運転の管理をしているというところでございます。

施設全体の確認は学校がやっておりますけれども、教育委員会もすべての施設につきましても確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 特にプール内の水質でございますけれども、やはりこれは消毒しておると思うんです。多分これは推測ですけども、塩素ガスによる消毒だろうと思います。塩素消毒ですね。これはやはりいいように思いますけれども、やはりきついのにすると目がやられるんですよ。私よりも教育長や教育委員会の方は十分にプロですからわかると思うんですけども、目がやられます。だから、皮膚呼吸にもよくないということで、適量の塩素で、そして最大の殺菌効果を上げるような、何かまたいい方法があったら取り組んでいただきたいなということ要望しておきまして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 済みません。今の塩素の濃度につきましても、先ほど言いました学校の環境衛生基準に合わせまして適正な管理をしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 8番、川崎です。

今回は、通告書にもありますように、防災について2つの項目について質問をさせていただきます。

台風4号が本県にきょうの夜遅くからあしたの未明にかけて接近するというところで、浸水、それから土砂崩れの注意が十分必要であるということです。こういった状況の中で、より一層緊張感を持ってしっかりと質問をさせていただきます。

地域の防災をとらえた場合に3つの組織で対応しているということで、1つは消防機関の常備消防、これは消防署、消防本部ということです。それから2つ目が消防団。それから3つ目が各地区の自主防災組織ということで、この3つが連携をとり、地域の防災を担っているという状況です。

先ほどの質問の中にもありましたように、消防署の消防本部の統合という話が進んでおります。より一層自主防災組織の強化、先ほど消防長のお話もありまし

たように、よりしっかりと取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなという
ことです。

この消防、自主防災組織の強化とか、それから安全、安心な避難場所について
は、これまで多くの議員が取り上げておられます。直近では、ちょうど1年前の
23年の6月に、ここにいらっしゃる齋藤議員が取り上げていらっしゃいます。
平成20年には当時、坂本議員が一般質問でかなりこの2つの項目について具体
的に質問され、答弁をいただいております。

このことも踏まえて質問をさせていただきます。

まず最初に、災害時、確実に活動できる自主防災組織にということで話を進め
ていきます。

平成20年に消防団の再編が行われて、全町で10の消防団に組織体制が行われ
ております。その消防団の使用する消防車両、これが今統合整備が行われてお
ります。このことについて、概略、どういった計画になっているのかという、ま
ず説明をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 消防団の総合整備計画について、車両の配置はどうなっ
ているかということでございますけれども、現在、平成18年の2月13日に町
村が合併いたしまして、あわせて各町村の消防団も統合させていただきました。
当初、上志比が3分団設置されておりました、また永平寺地区が4分団、松岡が
6分団の計13分団が町の消防団として移行されたわけでございます。

しかし、世帯数、人口数、また分団別の消防団員数の地域性を考慮し、機能的
にバランスのとれた分団配置にすべく10個分団にさせていただいたところで
ございます。

また、これに伴い、消防車両数も各町村で異なっておりまして、当初、上志比
消防団はポンプ車3台の、積載車3台の計6台が備えてありました。また、永平
寺地区におきましては、ポンプ車4台の、積載車が9台、計13台が備えてあり
ました。松岡地区におきましては、ポンプ車3台の積載車が3台で計6台で、合
計が永平寺町管内で計25台を保有しております。

これを今後、各分団、ポンプ車1台、積載車1台、計20台に再編する計画で
ございます。10個分団に各ポンプ車と積載車を1台ずつで、計20台というこ
とでございます。

現在実施させていただいているところでございます。また、今後の車両の削減

に關しましては、現在ある車両については繼續して使用、多額な修理費が発生したときにおきましては、また処分し、更新はしない計画でございます。

さらに、積載車につきましては、今後導入時に大規模災害時に対応するために救助器具、資機材等、そういったものの導入も計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） トータルで25台が20台ということですから、従来、各分団の各地区にあったそのポンプ車とか積載車の設置がなくなるということになるということですね。

そうした場合に、全体の設備、車両の統合整備ということと、今申し上げた各地区にポンプ車、積載車が設置がなくなるといったようなことをとらえると一体どういうことが防災上での課題になるのかということとはつかまれていらっしゃると思いますので、簡単にそこら辺をお話ししていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 消防署の統合、消防団の車両等の総合整備につきましては、我々実質的な因果関係は少ないと思っております。消防署の統合による課題は、いわゆるデメリットとなるわけで、統合により一部の地区に遅延が生じることで、これは以前にも説明を申し上げましたが、高機能指令装置の導入など一極集中による消防車両1台当たりの乗車人員の増強、増員、また救急救命士の完全な確保、高度な住民サービスで補足をしていきたいというふうに思っているところでございます。

消防団の消防車両の総合整備の課題につきましては、現在保有車両で17年以上経過しているポンプ車が6台、20年以上経過している積載車が8台と更新車両が頻発しておるところでございます。

また、その平成18年度より国の補助もなくなって厳しい財政状況となっておりますことから、消防署統合後に再度また消防団車両の再編計画も視野に入れてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 具体的に各地区にあった消防車両がなくなるということは、端的にその地区の火災時の消防車両の到着時間が当然おけると。これは事実としてあります。そういったことは、この前の議会と語る会のところにも統合に

よる課題の対応というところで、一部の地域で遅延が生じるということで、これは皆さんにも再確認をしていただいております。

そこで大事なのは、一体こういう状況になったときに、それを補完する対策としてどうするのかということですが、火災発生時の初期消火、これが一つの重要なポイントになるんじゃないかなと。消防車両が到着するまで地域の自主防災組織が初期消火を行うと、こういったことが基本的にあるわけですが、より一層統合整備が進んでいく中で、さらに初期消火活動というものを確実にできる体制をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

じゃ、それをやりましょうということですが、話を進めていきますと自主防災組織の中で、いわゆる消火班があると思うんですが、一体どなたがその担当を担うのか。さらには、そういった資機材、消火栓で対応するのか、従来備えてあったポンプで消火活動を行うのか。さらには、そういったことを明確にして、定期的な実践的な訓練を行うと、こういったことがより重要になってくるんじゃないかなと思います。

少し具体的な話でお話をさせていただきましたけれども、この点についてどういったお考えかということをお聞かせください。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 到着遅延により消火活動のおくれが生じるというような指摘でございまして、これも以前に説明は申し上げましたが、確かに一部の地区で遅延は生じます。が、統合した場合、1台に乗車人員が増加することにより、現場到着から放水までの時間は確実に短縮されると承知しております。しかし、住民の皆様方には、各地区に消火栓ボックスが設置してあることから、初期消火の器具として活用していただきたいと思っております。

また、自主防災組織におかれましても、地区ごとに大小はございますが、自分たちでできる訓練を実施していただき、有事に備えていただきたいと思っております。

ことしに入りましても、消防署といたしまして各自主防災組織に積極的な、実践的な消防訓練の実施をお願いしているところでございまして、本年度の4月から6月までに13地区の自主防災組織で訓練を指導させていただいたところでございます。防災講話等を実施しまして、まだこれからも予定されているところでございます。

さらには、充実した自主的に強い自主防災連絡協議会を早急に、また全域に立

ち上げて、ブロックごとによる防災意識の高揚、また有事の際の協力体制を確立していきたいと思っているところでございます。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 自主防災組織の要は実践的な指導、そして具体的な訓練ですね。今までだと地域によって温度差があるかもわかりませんが、皆さんに集まっていただいて、消火栓の取り扱いとか、そういったようなレベルで終わっている地域もあろうかと思えます。そうではなくして、Aさん、Bさんが必ず消火栓のところへ行って実際放水すると。夜中であればどうするのか、そういったところの実践的な、具体的な消火訓練といったものを定期的にどんどん推進して行っていただきたいなと思えます。

今、消防長のお話の中で自主防災活動をより進めていくために自主防災組織連絡協議会、これを設立して、そこを中心にして温度差をなくす、さらには底上げしていくというような取り組みになります。このことについては、いつまでに自主防災組織連絡協議会を立ち上げるのかということで、昨年でしたか、私も一般質問の中で確認させていただきました。そのときのお答えは24年度中に全町で8つの自主防災組織連絡協議会を立ち上げるという計画をいただきました。この進捗状況についてお伺いします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） まず、先ほど台風4号のことについて触れられましたので、私のほうからも少しお話をさせていただきます。

ご承知のとおり、現在、台風4号が接近しております。きょうの夜遅くからあすの未明にかけて福井県に最も接近するという情報でございます。ちょうどそのころに風、そして雨による被害が予想されております。

そういうことから、本日8時半に関係課長を招集いたしまして連絡会議を行いました。その中で、万全の体制で臨むように確認をしております。

土のう等の準備もしてありますし、そして湿地、低地も水害等も想定いたしまして、そういったところのパトロールも順次していくように確認をしたところでございます。

また、学校の登下校、そういったことにも十分配備をするように確認をしております。

次に、自主防災組織の連絡協議会の設立についてでありますけれども、現在、

松岡の御陵地区、そして永平寺の北地区、この2つの地区におきまして協議会を立ち上げていただいております。

そして、もう既にこの連絡協議会では、この協議会における訓練を実施するというので、もう既に消防本部あるいは総務課の生活安全室と準備に入っているということでございます。

残りの地域の協議会の立ち上げにつきましても、今、この6月、7月に区長会を予定しておりますので、そういった中で再度要請をいたしまして、設立に向けての協力をしてまいりたいというふうに考えております。

当初、町内で8地区の協議会の設立という話をさせていただきましたが、どうも説明会をさせていただいたところ、もう少し地域によっては小さな、そういう単位で協議会を立ち上げたいというふうな、そういった考え方も出てきているようでございます。

そういったことから、この数については8カ所でなくして、もう少しふえるようになるかもしれませんが、そういったことで今は今年度中の設立に向けて再度協力を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 計画どおり24年度中、8つが少しふえるかもわかりませんということですが、早期に立ち上げていただいて取り組みしていただきたいと思っております。

設立しても活動しないと当初の目的が達成できませんので、なかなか新しいこういった組織というのは動き出すまでに時間がかかると思っておりますので、そこら辺も見きわめて、早目早目の設立、そして活動の着手ということを再度お願いしておきます。

通告書には、項目として挙げてはなかったんですけれども、話で最初のところに戻りまして、消防団の消防車両の統合整備、これの関連ですけれども、それまで設置されていた地区にポンプ車、積載車がなくなる。当然、その車庫も不要になると。車庫の下の地面はどうするのかといったようなところを、こういったことも一つ課題としてあるんじゃないかなと思います。その地区によっていろんな車庫の取り扱い、それから下の地面の取り扱い、こういったことがいろいろあるかと思っておりますけれども、この点について既に統合整備が始まっておりますので、何か課題があればそれをはっきりしていただいて、行政として消防本部としてどうとらえていらっしゃるのか、どういうぐあいに進めていくのか、お答えください。

い。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 消防団の車両を整備するに当たりまして、例えば例えば北地区の3分団ですね。そこでは、今、計画は3分団の詰所1施設というように計画しております。今年度着工する予定でございますけれども。

それにあわせまして、北地区では栃原、吉波、浄法寺、それから下浄法寺も中浄法寺もありますけれども、それと鳴鹿というようなところに今まで従来の消防団の、また地区のそういった可搬ポンプ、また積載車、消防ポンプ車が設置されておりました。それらを1個分団の1施設の消防ポンプ車1台の積載車1台に整備しようということで全永平寺町にこういう整備計画をやっているところで、それらにある、今まである既存のそういった施設におきましては、従来から使用されて活用されておられるわけございまして、先ほども申しましたけれども、大きな整備にかからない程度の小さな整備、そういったものにつきましてはそういった協力で消防なり、総務課なりで対応して整備して行って、使われる間使いたしましょうと。それが老朽化した場合は更新はさせていただきますよということで、まずそれは基本的なあれですけれども、今現在どのようにそれを活用するのかということにつきましては、まずそういった備品につきましては、その自主防災組織で十分にそういった有事の際に活用していただくために訓練等々を自分たちの資機材ということで活用していただきたいということ。

それとあわせまして、車庫でございます、倉庫でございますけれども、それらにつきましては区の区長または住民のご理解を得て解体するなり、または自主防災でするなり、 をするなり、そういったいろいろな活用をしていただければ話し合いでさせていただきますというように思っているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） どのように継続して使うのか、また廃棄するのかといったところ、特に廃棄となりますと結構費用がかかるのかなと思います。そういったところも踏まえて、消防本部のほうもより積極的に地域の方と調整していただいて、適切な処理をお願いしたいと思います。

少なくとも何かぼろぼろになってしもうて廃屋、きのうもいろいろ出ていましたけれども、みにくい姿でいつまでもほうっておくということがないようにお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

20分から再開いたします。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、2つ目の質問に移ります。

安全・安心な避難施設が確保されているかということです。

まず最初に、避難施設の状況、本町の避難施設はどういう状況にあるのかということと、それからいろんな課題があろうかと思えます。そのことについてお話をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） それでは、避難施設についてお答えをさせていただきます。

まず、第1次の避難所といたしまして72カ所、災害時の要援護者の対策拠点といたしまして14カ所、広域避難の拠点といたしまして25カ所、救護拠点といたしまして2カ所、救急物資集積拠点といたしまして1カ所を指定しているところでございます。また、そのほかに19カ所の広域避難所、これは町施設以外の施設でございますけれども、指定をしてございます。

また、これらの避難施設の課題といたしましては、耐震性が図られているかといったようなこと、そして災害時に避難施設として物理的に用を足せるようなところにあるのかどうかといったようなことが課題として挙げられるかと思えます。

現在、把握しておりますのは、先ほど申し上げた指定してある避難カ所のうち、1次避難所については24カ所、災害時の要援護対策拠点といたしましては2カ所、広域避難の拠点といたしましては3カ所、救護拠点といたしましては1カ所、救急物資集積の拠点1カ所、合計31カ所が実は昭和56年以前の建物ということで、これは今後計画的に耐震診断等を実施するなど、またその結果に応じて補強工事などを進めなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 耐震ということと、それから物理的に用を達成できるのか。

避難所としての機能があるのかというお話でした。耐震についてはもう少し後にお話をさせていただきます。

その前に、1次の避難所、それから広域避難所といったような区分で、皆さんが災害のときに集まれる場所、これが安全な場所であるのかということについて少し確認をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、平成20年に一般質問の中でQ&Aが行われております。避難場所については、各集落では神社境内や広場を指定しているが、その場所が安全であるかをチェックする必要があるのではないのでしょうか。当時の総務課長がお答えになっておられます。場所については、自主防災組織で設定されていると。集落においては、土砂災害のイエローゾーンとかレッドゾーンに該当してしまうようなところもあるのですが、町も十分ご相談に応じ、適切な場所を指定していきたい。現在、集合場所とされている現地に出向き安全の確認をしたいと思いますということです。

これ、先ほど1次避難場所がこの永平寺町で72カ所、各集落ごとに設定されていると思うんですけども、果たして安全なところに設定されているのかどうか。先ほどの平成20年のときにもいろいろと確認されていると思います。この防災マップでイエローゾーンとレッドゾーンということで、いずれも防災、これであれば土砂災害が発生するという箇所です。レッドゾーンのところに避難場所が指定されているといったようなことですね。これは、当然、妙なことで早急に見直しをかけなきゃいけない。

繰り返しますけれども、平成20年にそういう現場に赴いて確認をしていきますということです。この結果がどうなっているのかということです。

私がかかっていますのは、これ、私の住んでいるところなんですけれども、最初はイエローゾーンの生活改善センターのところが避難所として指定されていた。それをイエローゾーンの少し離れたところに場所を変更しているという手続をとっております。

この72カ所すべてそういう見直しがかかっているのかどうか。総務課長のほうからその状況についてお話しさせていただきますけれども、いろんな資料ちょっと確認させてもらったんですけども、これは山鹿のハザードマップです。これも山鹿ふれあい会館というところがありまして、これもやはりイエローゾーンに入っているということです。その後見直しをかけていらっしゃると思います。今

言ったような状況についてお話をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） お答えをさせていただきます。

避難所の変更につきましては、既に今おっしゃったように変更を済ませたところもございます。ただし、すべて変更するというのではなくして、今もおっしゃっておられますけれども、土砂災害時には避難所として用は足せないけれども、ほかの火災とか、あるいは地震、そういった場合の避難所としては十分活用ができるといったような場所もございます。

そういうことで、実は毎年、自主防災組織の例えば代表者等の変更があった場合には申請といいますか、登録をし直していただきますけれども、そういった折に代表者の方に避難所の指定の変更について説明をさせていただいております。そういったところで、実はうちはこういうところでやっておるが見ていただきたいというふうなときに、うちの生活安全室の職員あるいは消防署の職員が同行いたしまして現地を確認をさせていただきます。そして、その結果、この災害においてはこの避難所はいいけれども、こういった、例えば土砂災害の場合にはここでは不適當であるというようなことを現地で立会いのもとに指導させていただいております。

しかし、代替の設備といいますか、施設がすべての集落であるわけではございません。そういったことから、まだすべての地域ですべての避難所の見直しが進んでいるわけではございませんので、今後、そういったところを地域、集落の方々と十分相談をしながら、避難所の指定について進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 基本的には、1つの地区、1つの集落での1次避難所というとりえ方なんですけれども、どうしてもそういう場所が確保できない、建物が確保できないというのが実態だと思います。これは、基本的な避難所の考え方なんですけれども、少し広域という考え方をとらえて、私のところであれば志比北小学校、これの体育館というのは耐震工事が終わりましたししっかりした避難所になるんじゃないかなと思います。

そういった避難所の見直しも含めていろいろと検討していただきたいなと思います。

それから、今、総務課長のお話の中で、土砂災害のときは危ないのでこちらの

ほうに移しますよ。火災のときは、ここは土砂じゃないですからこちらのほうですよ。いや、地震のときはこちらですよということで、複数の避難場所が設置されるというような状況だと思うんですけども、これいざとなったときに、いや、火災だからこっちへ逃げようとか、いや、地震だからこちらへ逃げようかというのはかなり混乱するんじゃないかなと思うんですね。できましたら、やはりいろんな災害も含めて一番最適な1カ所の設定と。さっき申し上げましたように、少し広域を、地域を例えば3つか4つの地区にまたがるかもわかりませんが、そういったようなところの、要は現実、さあ逃げろといったときですよ。確実に皆さんが安全な場所へ避難できると、こういった観点でもう一度見直しをかけていただいたらいいんじゃないかなと思います。

それと、あわせて、避難所として神社とか事務所とかマンションといったようなところも設定していかなきゃいけないんじゃないかなということで、これはこの永平寺町が出しております防災ガイドブックのちょうど4ページにそういった避難場所の指定についてということで、今申し上げた準公共の施設以外に民間の建物も利用させていただくといったようなことが出ております。これを考えていきますと、具体的にひとつ考えていったほうがいいんじゃないかという提案をさせていただきます。

松岡地区で、特に西側になりますか。北陸電力の体育館がありますよね。北陸電力福井体育館フレアという体育館ですけども、こういったようなところも積極的に利用させていただくといったようなことで、どんどん最適な適切な、そして耐震、地震にも耐える避難所の見直しといったようなことも必要なんじゃないかなと思います。少し提案も入りましたけれども、見解をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 第1次避難所の見直しにつきましては、先ほども申し上げたところでございますけれども、災害によって避難所が変わるというのは非常に住民にとって複雑というか、対応し切れない部分があるのではないかとということでございますけれども、何カ所も何カ所もということではございませんので、これはやはり自主防災組織の中できちっと徹底をしていただきたいというふうに考えております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、見直しをかける場合に、代替の設備が整っていない、そういうところもあるというふうにお答えさせていただきましたが、当面、そういった地域におきましては、第2次の広域の避難箇所、これをその地

域の第1次避難所として指定を変えるというふうなことも今考えております。今年度、地域防災計画の見直しの中で、避難所の見直しも当然やっていくことになっております。そういったところで十分地域の方と話をしながら、できるならばそういったところへの見直しということも想定しているところでございます。

そして2点目に、民間の施設を避難所として活用したらどうかといったようなご提案をいただきましたが、それも今後の課題として検討をしていきたいというふうに思っております。

先ほどもちょっと申し上げたところですが、町の施設以外に現在も県立大学であるとか、あるいは九頭竜川の流域防災センター等も本町の広域の避難施設として指定をさせていただいております。

今ご提案いただいたことも十分今後に生かしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 続いて、避難施設の耐震補強工事というテーマに移ります。

先ほど72のうち昭和56年5月31日以前に建てられた施設が31あるということですが、具体的にこの対象となる避難施設の耐震補強工事はどのような取り組みで、どのような計画になるのかということで、より具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、1次避難所に登録されております集落センターなどの避難所における耐震等につきましては、社会資本整備総合交付金の住宅建築物安全ストック形成事業にて対応していることから、建設課のほうでお答えをさせていただきます。

まず、今の避難所の耐震につきましてですが、永平寺町では平成23年9月に永平寺町避難所耐震診断等促進事業補助金交付要綱及び永平寺町避難所耐震改修促進事業補助金交付要綱を作成しております。避難所の耐震化に取り組んでいるところでございます。

補助金の交付要綱の内容といたしましては、耐震診断に関しましては、面積1,000平米以内の避難所の場合、1平米当たり2,000円を限度として、診断に係る費用の3分の2を補助いたしております。

補強プランの作成に関しては上限はこれございませんが、補強プラン作成に係る費用の同じく3分の2を補助しております。

耐震改修に関しましては、1 平米当たり 4 万 7, 3 0 0 円を限度として、耐震改修に係る費用の同じく 3 分の 2 を補助しておりまして、同じく 3 分の 1 が地区のご負担となっております。

耐震改修工事は、工法によっては非常に高額ともなり、地区の負担も大変多くなりますが、地区の避難所に対する補助制度を設けているのは現在のところ、県内の市町では本町だけでございます。そういうようなことから、避難所の耐震化には積極的に取り組んでいるところでございます。

避難施設の補強工事の実施も含めてご報告させていただきますと、現在のところ、避難施設の耐震補強工事の実績はございません。がしかし、今年度に避難施設の耐震診断及び補強プラン作成に対する補助を実施する予定でございます。

しかしながら、今ほど議員さんもおっしゃってありましたレッドゾーンあるいはイエローゾーン、特別警戒区域の中に入っているものに対して、これを耐震化するかどうかという、こういう問題は今後に残ってまいりますので、そのところにつきましては地域の組織の皆様と十分検討をしながら、今後計画的に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 8 番、川崎君。

○8 番（川崎直文君） 確かに、この 2 4 年度の予算の中に避難所耐震診断等促進事業補助金ということで、今課長のお話にありました、まず耐震診断で助成しましょうということ、それからプランで助成しましょうと、この 2 つが本年度の計画に上がっております。これは、各地区から申請して、そしてそれを予算計上して実行していくという事業ですね。

むしろ、3 1 という絞り込みまでできておりますので、より行政のほうが主体的にやはり計画を持って、例えば向こう 3 年、いや、もっと早くやらないかという人もいるかもわかりませんが、できるだけ早く避難所の耐震工事を行うということで、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

それからもう一つ、実際の耐震工事の助成の補助率が地元負担が 3 分の 1 ということですが、これは例えば 2 階建てで相当古い避難所であれば、かなり金額、地元負担が発生するのではないかなと思います。具体的にはどこが苦しいですとかという情報はありませんけれども、そういうことが想定できますので、計画的に時期を決めて、より促進していただきたい。実施までですね。

それからあと、補助金の負担も 3 分の 1、さらに何とか軽減できるような工夫

でこの事業を取り組んでいていただきたいなと思います。

お話の中にもありまじょうに、この事業につきましてはほかの市町村にない非常に優先した事業ということで、これはやはり一つの大きなテーマかなと思いますので、ぜひとも実行できる、そしてより指導をしていただいて、主体的に避難所の耐震というものを進めていただきたいと思います。その点、ご見解があればお願いいたします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほどもご説明させていただいたとおり、やはり地区の負担というのはそれなりの応分の負担というのはどうしても発生してまいります。今後、そういうような負担がどういうところで負担を軽減できるかどうかというのも含めて前向きに検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） それでは、終わりになりますけれども、もう一つ、適正な避難施設ができました。そこへ避難して、あと備蓄の資機材とか飲料水とか食料、こういったような防災資機材の状況はどのようになっているのか。また、非常に手薄なところは今後どういう計画で進めていくのかということについて、お伺いします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 町の備蓄について説明をさせていただきます。

まず、災害時に、災害が起こった場合に、初期の防災活動を行うための資機材については、これはそれぞれの自主防災組織の中で整備をしていただくと。それに対して町は支援をさせていただいております。それ以外の例えば食料であるとか、そして防災のための広域的な活動を行う場合の資機材、こういうものについては町が整備をしているところでございます。食料品であるとか飲料水、あるいは医薬品、こういったものについては十分町のほうで整備をしております。

そして、その保管については、現在、町内9カ所で備蓄をしているところでございます。また、これに加えて新たに今年度は4カ所の、これは広域の拠点ですけれども、新たに4カ所の拠点に備蓄をしたいというふうに考えております。

基本的にこの備蓄品、食料とか飲料水の備蓄品につきましては、地震を想定しておりますけれども、県が福井地震を想定いたしまして、福井地震と同規模の地震が起こった場合、県内で5万8,000人が避難すると、そういった想定でござ

ざいます。

そして、その場合の人口割で当町に案分した数字が飲料水につきましては2, 800リットル、食料につきましても2, 800食、これが当町に案分された備蓄の基準というふうになっておりますので、これを確保する形で現在備蓄をしているところでございます。

なお、備蓄品につきましても期限がございますので、順次、これを更新して備蓄をしているという状況でございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今回、一般質問でいろいろと具体的にいろんなことお伺いしました。一つ一つ着実に進めていかなければいけません。我々地域住民としても本当に自主防災ということで一人一人考え方をきっちりして取り組んでいかないかなのかなという思いをしております。

ことしの2月28日に町長の所信表明のところでも、地域防災力の強化ということで、まさに今取り上げた項目をお話しされておられます。地域防災計画の見直しを初め、避難所の再確認、公共施設や小中学校の安全性の確保、災害時における備蓄品の配備、地域の実態に応じた訓練の実施、自主防災組織の強化など防災力をこれまで以上に高めていく必要がありますということで述べられておられます。

いま一度、より一層強い取り組みということで、町長のほうからお話があればお願いいたします。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 地域防災力の強化ということで、特に昨年は東北地方の大震災もありましたし、日本全体がいろいろな観点から防災力の強化に努めているところでもあります。

そういう意味におきまして、永平寺町におきましてもさまざまな観点からさらに防災力を高めていかなければならないと考えておりまして、今お話のようなことも含めて、これからしっかりとそういう強化に取り組んでいきたいと思っております。

ことしは防災無線の整備にも取りかかってきまして、3つの地域が一体的なそういうふうな取り組みをできるようにしていきたいと思っておりますし、今ほどありましたような課題がいっぱい山積しておりますので、一つ一つ着実にそういう防災力の強化に努めていきたいと今考えているところであります。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

1時から再開いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、17番、酒井君の質問を許します。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 17番、酒井でございます。

1点を通告してございます。粗大ごみに対する非常に苦情があったということで、実際に5月11日、永平寺町身体障害者福祉協会の総会があり、副町長にもおいで願って、23年度の事業報告、決算報告終わりました、24年度の事業計画並びに予算案を可決いたしましたして、一応総会の議題はスムーズに行きました。

その他に入っているいろいろ苦情あるいは困っていること何かないでしょうかということで御相談、会員の皆さん、会員約80名が出席されておりました。320名の会員ですけれども、人工透析に行ったり、そういったことでその日に合わないということで、320名の会員のうち80名が参加した。

その中で、これは松岡地区の方でした。視力障害の方が粗大ごみを年間2回行政は行ってくれているけれども、私ども粗大ごみは出せませんと、こんな発言があったんです。その出せない理由といたら、私は車の運転もできませんし、大きいものも持たれません。そういったことで人の助けをかりなきゃ出せないんですけれども、どういうふうにして頼んだらいいかわからないと。そんな質問があったんです。

今後、きょうまではいいですけれども、ことしの秋ですか、春一回済みましたね。もう一回秋に行うわけです。そのときの対応を環境課としてどう手当するのか、質問をいたします。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） 議員さんがおっしゃいました障害者やひとり暮らしの高

齢者の方の粗大ごみの出せない方の対策ということで答弁をさせていただきます。

障害者やひとり暮らしの方の粗大ごみの搬出については、現在わかっているところで団体が回収している地区がございます。その地区は、松岡地区におきましては春日3丁目、そして清流地区、越坂2丁目、永平寺につきましては京善地区の壮年団が障害者や高齢者の方のうちへ出向いて粗大ごみを回収して搬出しているところがございます。

なお、今、議員さんがおっしゃいました障害者の方からや高齢者の方からの問い合わせがあった場合には町としましては町内会の会や、ボランティアの団体等にご協力をいただけないか、前向きに検討したいと考えております。

また、6月に区長会がありますので、その区長会のときにおきまして粗大ごみの回収の協力を区長さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ごみには袋に入れて持って歩ける不燃ごみ。コンテナに入れますけどね。それから燃えるごみ、それから資源ごみ、それからプラスチック、そういったものは袋に持って歩けるわけですね。ところが、この粗大ごみというのはやっぱりもう不要として捨てなければならないごみなんですね。これをやっぱり障害者の方も何人か言っていました。とても私ら、毎日の生活の中で必ずたまっていくのがやっぱり粗大ごみだと。これ要らないけれども出せない。だれにも出すこと頼まれんと。これは何とかならんやろうかという、そんな話が出まして、私のほうから一言ちょっと言っておいたんですけど。

環境美化委員は、町長から付託されているものありますね。区長さんよりも環境美化委員、集落に、私どもは50戸切れますから1人ですけれども、一応2人出てるんですけどね。大きい集落になると2人、3人になっている。やっぱりその環境美化のその人らに頼み込むと。何でも区長さん区長さんといっても、これは区長も大変なことです。ですから、そういうことをやっぱり心がけてみたらどうでしょうか。環境美化委員の研修ありますわね。そのときに自分の集落の中で障害者もしくはひとり暮らしの老人、高齢者といひますか、そういう方がおられる。

それから、最近、これは私の近所で経験したことで、その人には私は協力してらんですけど、私の家の前に今まで若夫婦と2人の子供と、それから両親がおら

れて6人家族だったんですね。それが5年ほど前にお父さんのほうがもう倒れて施設に入ったと。そのときにその人が非常に自慢話したんです。息子が東京の大学卒業したけど、福井県で就職できたと。その人は関電へずっと行ってたものですから、息子をやっと福井県の企業に、福井県じゃない、本社は東京にあるんですけど、福井にある会社に就職できたと大変喜んでいました。これで息子はずっといられるわと。ところが、昨年、本社東京にありますから、本社に転勤命令が出て、そして子供2人と奥さんと4人してごっそり永平寺から東京にかかりました。それがことしどうなったかという、中国に転勤ですよ、家族全体で。その会社は中国にもありますから。残ったお母さん、82歳かな。ひとり暮らしです。

ひとり暮らしの老人の方というのはいろいろあるわけですね。僕はその人の前ですから、いつも話し合せて、「おい、あした粗大ごみやからな、僕出してやるから出すもん出しとけ」と言うて協力もしたりしています。だからそれは近所関係か環境美化委員か、そういう方に頼むことが、何でも区長と言うても、これは区長に負担かかりますわ。村全体のことでですから、環境美化委員が2人、3人おるところですから。そういったところの考えどうですか。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（栂山 勇君） 今区長さんと言われましたけれども、環境美化委員の中には区長さんがほとんど入っておりますので、環境美化委員さんにもお願いせなあかんと思うんですけども、秋の回収にはちょっと今回、環境美化推進委員会がありますので、また通知等は出して、そういう団体、民生委員さん等にもお願いしていきたいなとはうちのほうでは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ぜひともね。粗大ごみというのは簡単なおみじゃないんですね。もうわかっているとおり、業者が来て、全部積み込んだりやる。そういうことを考えますと、年2回、どうしてもやらなきゃならない仕事ですけども、そこら辺やっぱり町民がみんなが協力し合えるような。あるいは、もうどこでも捨てられたら、不法投棄されたら大変なんです。

前の課長に、上志比地区で不法投棄ありまして、こことここにタイヤと何と何があるから回収してくれということで、僕らもしょっちゅう区の中とか区以外のところ回っていますので、やっぱり粗大ごみの収集というのは大変重要なんです

わ。そういうことで、ひとつぜひ今後ともお願いしたいと。

指定時間ですけど、あれは業者とかかわりがあるんですかね。8時から10時までとか。もっと長い時間できないんか。そこら辺どうなんですか。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） 業者とは全く関係ございませんが、今まで一日かけてやっていたけれども、大体午前中で皆さんが持ってきて、業者の方も昼からずっとぼつぼつとしか来ないものですから、前の担当者に聞きましたら11時までと。松岡地区につきましてはたくさんありますので、朝7時から11時まで。永平寺、上志比につきましては8時から11時までという半日、業者の方に手当払うのに半日という状態で今やっております。

また、そういう長時間やってほしいという、たくさん出てくるんならやっていきたいと思いますが、大体私も支所にいたときと、今回3カ所出ましたけれども、大体10時半ぐらいになりますともうぼつぼつともう来ない状態でございます。11時まで待っていて、11時過ぎに来ては受け取ってはおりますけれども、大体終わると業者の方帰るの12時近くなると思います。始末してすぐ。来れば受け取っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） ひとつぜひ、恐らくきょう障害者、この間1日の土曜日の日に県の障害者スポーツ大会ありまして、永平寺町から40名行ったんです。そのときにも会長、言ってくれよなということをおかれまして、きょう恐らくこの国のテレビ見てると思います。今日、課長からしっかりした返事いただきましたので、私も安心をいたしました。

以上で終わります。

○議長（河合永充君） 次に、13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 私も今回3点、一般質問をさせていただきます。

一つは消防庁舎、消防署統合の問題、一つは学校教育、もう一つはにおいの公害のことについてであります。

まず1点目、消防署統合に思うということですが、私自身の経験を通して感じることを質問したいと思います。

最初に、私ごとで恐縮ですけれども、実は私自身が去る4月21日救急車のお世話になりました。以前にも近所の方とか、身内のために自分が119番したこ

とは4回ほどありますが、今回は自分自身のために、しかも携帯から、初めての経験でありました。携帯からでも確かにつながりました。普通に119でオーケーでございます。少しそのときの様子を述べさせていただきます。

携帯で119番したのは、午前10時24分でありました。救急車の出動、専門用語でいうと出動となるんですけれども、出動時刻は10時25分。1分で出動していただきました。現場が轟でしたので、上志比分署から来ていただくことになったのですが、現場到着は119番してから約5分で10時29分に着きました。さらに現場には私をタンカーなどに乗せるために5分間そこでいました。したがって、現場出発は10時34分、病院は福井大学医学部の病院でありましたので、そこから約10分で到着しまして、10時四十ウ分には病院に着いておりました。

私自身が自分の体に異変を感じてからしばらく様子を見ていたというか、やっぱり微妙な違和感でございましたので気のせいかなとか、あるいはしばらくすれば治るんでないかなという、そういうことをやっぱり考えちゃうんですね。やっぱり119番するまではためらうというんか、ちゅうちょしました。それでも徐々に違和感がはっきりしてきましたので、やっぱりこれは変だと感じたので、思い切って119番したのでありますけれども、10分程度は悩んだわけでありまして。その時間を入れても、初めに異変を感じてから約30分程度で病院に入ることができ、直ちに治療を受けることができました。大変に早かったと思います。

したがって、私の病名は脳卒中の一つである脳出血だったのですが、その割には後遺症も極めて小そうございました。また、主治医の先生からも必ずもとどおりの体にはなるからねと断言をしていただきました。たまたま出血の量が少ないというか、場所がよかったのか、そういう運がよかったという面もありますけれども、やっぱり救急車が早く着いてくれたおかげと心から感謝をしております。そうでなかったら、今ここで質問もできなかったと思います。

とにかく119番してから5分で来ていただいたと。待ったという感じは全くしませんでした。これは後でわかったんですが、現場到着から現場出発までも5分ほどそこにいたということですから、そんなにいたかなという感じでありまして、また車が動き始めてから10分ほどの時間も救急車の救急隊員さんの言葉がけというのか、いろんな処置らもあって、本当に短く感じました。

なぜ私、自分自身の体験をくどくど申し上げたかといいますと、その一つのわけは、やっぱり住民というのは一般的には遠慮しないで119番すればいいとい

うふうに考えるからであります。テレビのコマーシャルにも最近あるようであり
ますけれども、少しでも変だったらすぐにすればいいというふうに思いました。
それが現実には直ちに治療すべきところを数時間なり、あるいは1日なり、もっ
とおくれる場合も、本人のちゅうちょというか、そういう意味でおくれてしまっ
て、大事に至る場合があるケースが多々あります。

私が運ばれた日の前後して、私の知り合いもそういうようなことがあったそう
であります。1日、2日おくれるだけでもやっぱり重くなる場合がありますので、決してためらわず、本当におかしいと思ったら遠慮は無用かというふうに思
いました。それにしても大変な恩恵に浴しました。

3月議会で町長は、このまま実は消防体制、3署体制でいければそれが一番い
い形だとおっしゃられたと。3署体制が住民に対して最高の行政サービスが提供
できるという意味なんでしょうけれども、私自身が思いがけなく最高のサービ
スを実際受けることができました。

今後とも、今までも税金喜んで払ってきましたけれども、今まで以上に喜んで
税金を一生懸命払いたいなという思いをしております。

しかし、現実には、同時に、先ほどの話題にもありましたけれども、いまは2
署体制ですけれども、かつての3署体制から今は2署体制、そしていずれは1署
体制になろうとしております。私が最高のサービスを受けたがゆえに、以前とは
ちょっと違ったことをいろいろと考えさせられました。

できたら最高のサービスがいつでも受けられるといいなと思うし、統合がやむ
を得ないとしても、1署体制でなくて、せめて今の2署体制のままできないだ
ろうかということも思います。

既に町は1署体制にする方針を行政の地区懇談会でも表明していますし、先ほ
どの消防長の答弁でもそのようにありました。議会も議会と語る会でその方針を
前提にして、住民からいろいろな生の声を聞いております。しかし、やっぱり現
実というのか、予想されたこととはいえ、やっぱり住民の皆さんの声というのは
一様に、特に上志比と松岡を中心にして不安の声が大きゅうございます。

特に救急車に対する不安が強いわけでありまして、そこで幾つかお尋ねをした
いと思います。

そもそも1署体制にしろ、2署体制にしろ、なぜ統合なのかということを中心
的な問いかけであります。私なりに把握はしておりますが、いま一度、町長さ
んなり、あるいは消防長さんの言葉として、いずれ住民の皆さんにも事細かく説

明するときに来るとは思いますが、一度基本的なことをご説明いただきたいと思います。

先ほどは立地の条件とか、ケーブルテレビの近くにあるとかということもありましたけれども、今後のスケジュールのこともありましたけれども、なぜ統合なのかという。その中で、多分、行政改革あるいは財政改革の話、あるいはまた消防署の広域化の話も出てくると思いますが、簡単に結構でございますので、基本的なことをできたら今は消防署員38人体制、実質的には35人かもしれませんが、そういう体制でありますけれども、今後、統合すればそれが何人で済むこととか、そういうことを含めて、そして私自身も消防の広域化のことについては、仮の話だということもありまして、いま一つ理解をしていないので、そこら辺わかりやすくご説明を願えればと思っております。

私自身の願いは、当然、今も申し上げておりますけれども、実は3署体制を何とか持続してもらえないかということでありまして、今のまま、昔の、以前の3署体制でなくて、消防車に関しては1署やむなしと思っています。しかし、この場所もただいま東古市の開発センター及び支所を活用するというところをお聞きしましたけれども、その場所に関してはまだいろいろ意見がありますけれども、1署で仕方ないんじゃないかと。

ただ、救急車の場合、配置はやっぱり上志比と松岡にはぜひお願いしたいと。それはやっぱりいろんな消防署からいただいたデータを見ますと、驚くほどの差はないんですが、やっぱり地域差が出てきます。到着時間までのね。上志比が遅いのはもう初めからわかっていますけれども、意外と吉野のほうが、上吉野、やっぱり越坂トンネルを通過して多分行くんだと思いますけど、意外と短いなと、思っていたよりか長くないなということを感じて。

もう一つは、御陵地区ですね。御陵地区が意外とかかるなと。ところが、御陵地区の場合は、多分、68%、7割近く医科大のほうへ運ぶということで、トータル時間は結構短くなるので、やっぱり上志比さんが一番割を食うんじゃないかということも思います。そういうデータを私なりに見えていますけれども、やっぱり住民の皆さんというのはそういうデータ以上に心理的なこと、今までも遅かったけれども、さらに遅くなるということについて、やっぱり不安があるし、耐えられないんじゃないかという思いもあります。

到着時間はさほど差はないかもしれませんが、要するに119番してから病院に入るまで、治療を受けるまでのトータルの時間では相当の地域差が出てく

るので、そこら辺が地域の住民にとってみると割が合わないことに対して不満と
いうか、不安が出てくるんじゃないかと心配しております。

あわせて、今でなくてもいいんですが、特別委員会もあります、私の案では
救急は上志比と松岡の2署体制にしてほしいなという。その際に、行政改革とい
う意味では1署体制にしたよりも多少人員配置の面で数が多くなると思いき
れども、わかりましたらその辺の人数的なことも教えていただければありがた
いと思います。

ひとまずそこら辺でご答弁を、ご所見をお願いを申し上げます。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 貴重なご体験談ありがとうございます。

まず、消防車と救急車が一体と申しますのは、現在の上志比分署でも消防車、
救急車をセットで配備しているところでございます。これらは消防職員を3名以
上配置する上で、救急車だけでは言葉は乱雑かもしれませんが、無駄になる
というような観点から、このように今、消防ポンプ車とセットでさせていただ
いてるところでございます。

福井市消防局の例を申しますと、郊外の分署では救急車があるところには消防
車も配置してあります。ありますが、分遣所になりますと2から3名で消防車
のみのところもでございます。それがそういった近隣の現状でございます。

次に、救急車だけでも2カ所から3カ所設置できないかというご質問でござ
いますが、以前より何度も申し上げておりますが、統合の趣旨は一極集中による
効果的人員の配置、高度な住民サービスを目指すもので、この例で申しますと、
当町の以前の1本署2分署体制と何も変わらないわけでございまして、統合する
意味がなくなってしまうと思います。

確かに走行距離が地区により長くなる場所もございしますが、これは高機能指
令装置の導入等により119番通報から出動までの時間を短縮し、さらには火災
時消防車の乗車人員の増員による放水時間の短縮、人命救助の安全、確実性ま
たは旧救急救命士の確保等で、高度な住民サービスを提供することにより補う
ものでございます。

永平寺町の消防統合と消防広域化とは直接的関係はございませんが、将来に
わたり避けることのできない問題ととらえております。中心部に消防署を設
置することにより、広域化に対応できるものと考えております。

消防の広域化の趣旨といたしましては、第1が住民サービスの向上で、大規模

災害発生時の出動部隊の増強、資機材の大量投入による初動体制の充実。第2に、人員配備の効率化と充実で、本機能の統合による本部要員の現場活動要員の配置がえ、救急救命士の育成等による予防救急業務の高度化、専門家。第3には、消防体制の基盤強化で通信システムの共同化による経費削減、財政規模の拡大による高度な消防設備の整備、適切な人事ローテーションによる組織の活性化と消防力の強化が期待されるところでございます。

専門用語でわかりづらいとは思いますが、要は小規模消防本部ながら、全国に多数あるわけですが、小規模の消防本部は全国に人口約10万未満の消防本部ですけれども、全国に6割占めております。そういった観点から出動体制、また保有する消防車両、特殊車両の専門要員の確保に限界があることなどから広域化し、地域防災体制の充実を図るということでございます。それが広域の趣旨となっております。

以上、簡単でございますけれども、ご説明にかえさせていただきます。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） きのうからも話題に出っていますが、いわゆる最新設備によってよくよく時間がかかるところを1分でも2分でも短縮していきたいと。きのうの話題では、場所が特定されない場合が一番困るという話でしたけれども、私の場合は1分で来ていただきました。そこら辺が具体的に、じゃ何分ほど短縮できるんだとかいう話。

それともう一つは、救急救命士は今何人かいらっしゃるわけですが、救急車の中に入って、具体的にどういう治療をできるのか、あるいはしているのかということについても我々は、住民側としては非常に関心を持つだろうと思います。今よりか遅くなるけれども、そういう努力で多少でも早く、あるいはより適切な処置で命拾いする可能性があるというふうなことがわかればいいんですが、どうも心的なものもあって、とにかく議会と語る会でも私はペーパーしか見ていませんけれども、一様に不安な声があるということで、そこら辺も一々丁寧にこれから時間をかけて説明をしていってほしいなということも思います。

同時に一つつけ加えて思うのは、これも兼定島であった話ですけれども、行政改革と財政改革というのは基本的に長期的にも財政難になるだろうということで、金がない、金がないというのが役場の口癖でありまして、それが確かに金がないといや金がないんですが、八十数億円という予算はいつも何らかの努力をしていただきましてついてくるわけでありまして、要するにどこへ使うかという問

題になってきますわね。ほんで、私らの命とかそういう健康を守るためなら、それは惜しまないで使ってほしいという考え方もありますよね。住民というのはいろんなことを要求します。そこに行政側も言っていますけれども、いわゆる選択と集中、さまざまな要望をいかに選択して集中していくかということでもありますけれども、これは実は行政側にも、あるいは議会のほうにも求められることでもあります。消防長の肩を持つわけでもないけれども、住民のほうもそこら辺を、じゃこれができるんだったらこれはできませんよということも行政側としてもそろそろ、ストレートに言う必要はないけれども、そういうようなことにもおわせるような手法に切りかえていったほうがいいんでないかということも思います。

そんなことで、今のことについて消防長以外でも結構でございます。何かご所見を賜りたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 今のご指摘の所要時間の短縮ということで、とにかくとらえがちと思われませんが、私らの目線から言いますと、やはり少しでも早くそういう現着をして、そういった消火なら消火の対応をするわけでございますけれども、やはり3名ですのと5名ですのと、それは全然また現場の把握も違います。例えば消火活動で屋内進入するんでも、正面は見えるけれども、周りが見えていない、裏が見えていない。そこから延焼拡大していく。それが隊員が少ない消火活動の現場活動となる。

例えばそれが4名ないし5名、1人の目線が2人またふえてくるなりにしていますと、そういったいろいろな対応も効果的にし、迅速な応援の部隊の運用もできるというような観点もあります。

それ早いことにこしたことはございませんけれども、そういった目線。

それから救命士ですけれども、先ほど松川議員さんが通報してから現場到着、救急車まで5分というような、また到着から傷病者を把握、バイタルサイン、そういった特定医療行為というんですけれども、それらを観察し、バイタルを観測した所要時間が5分要したと。これは傷病のまた程度にもよりますけれども、これが10ないし15分かかるときもあります。こういうようなのにつきましては、救命士は特定医療行為といたしまして準医師的な行為もできるわけでございます。

ただ、死亡確認ということでそこまではいけませんけれども、それまでの医療行為というて、薬剤投与とか、点滴を打てるとか、または気道内気管挿管をでき

るとか、呼吸がなかった場合には気管挿管して呼吸心肺蘇生をするとか、いろいろな心臓がとまっていればそういった特定医療行為で心マッサージもするというようなことで、いろいろこの傷病者にはこの程度のこの医療のというような施しがありますので、それはそれだけの時間は要したということでございますけれども。

いずれにしろ、レベルの高い救命処置、これが肝心なもので、ただ単なる現場へ行って資格のない隊員と言うとおかしいですけど、救命士が行かないのに行くのでは相当な、医師の伝達する、伝承することでも全然全く、救急隊が医療機関へ収容して、その医師に一から十まで、病院に着いてから言う現場の状況云々、傷病の程度の引き渡すのと、現場から直接観察しながら、手当てをしながら、こういうふうにやりなさいという行為で救急隊も行います。それらを含めて連絡し合いながら、救急車の中でも医療機関とし合いながらそういった搬送をすると、また病院側ではそういった系統ができていますから、準備ができていますから、そのままオペにも入れるし、そういった集中的な医療行為もできるということになります。つながりますから、そこら辺よく理解していただきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 1つは、さっき消防車の話で答弁いただきましたけれども、私は消防車に関しては実は10年ほど前ですけども消防署の幹部の方が来ていただいて、今だったら1つの消防車に4人程度しか乗れないけれども、統合化すれば多少人員に余裕が出てくるので、6名体制できると。多少、消防車が着くのがおくても初期消火活動がはるかにレベルが高いので、何ら問題がないというようなことで、目からウロコのことになったんですが、それは実際やってみないとわからんという意見もありますので、私には消防署、消防車に関してはそれほど心配していないんですが、今申し上げたように、救急車に関してはどうしてもいろいろ専門的なことでこれからそういうおくれの分を何とか取り戻してということとは理解できますが、住民の皆さんにも理解していただきたいということで。

あと、行政改革の話になってきますけれども、行政改革の一環としてやると思うんです。ただ、きのうも長岡議員が保育所の、幼稚園の事務を一般行政の事務の人なんかが応援したらどうかというようなことで、大変いい、私もそんなこと、同じことを考えたことがあって、それなんかもぜひ実現していただければいいなという。できることは、一般行政職もかつてやっていたよな。消防署の事務

のお手伝いもしていました。できることは、一般行政さんがそこへ出かけていって支援をする、あるいは逆に消防士の方が将来的には一般行政職の仕事も、例えば危機管理云々の新しい、今課はないですけども、そういうものができた場合には一緒にやっていくという、そういう発想がいろんな意味で行財政改革というか、これからの地方自治体の生き残りをかけたものになっていくと思いますので、どうか柔軟な考え方で、できることならあくまでも救急車は1つ2つでお願いしたいというようなことが多分住民の切なる願いかと思っていますので、これから特別委員会でも、私自身、くじけることなく言い続けたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

今年度に入りましてから県教育委員会が打ち上げました福井型18年教育の実施に向けて動きがあるようであります。準備室を設けてようやく始まったようであります。印象としては、相変わらずのろのろ運転かという感じがいたしますけれども、その準備室の様子を知らせるテレビでの報道を聞いていましたら、あわせてこんなことも言うておりました。中学校、高校の教科内容について、中学校、高校の現場の先生方が互いに熟知していないということがわかってきたと。私はそれを聞いて、今ごろ何を言っているんだという、あるいはそれでもやっぱりなという感じもしましたし、それでも今までは話題にも上らなかったことが、ようやくこうやって問題意識として上ってきた、あるいは一步前進だなというふうに一応喜んでおります。

もともと程度は、科目にもよりますけれども、小中高大と科目内容に必ずしもその連続性がないところをもってきて、その教科内容を現場の先生方が互いに知らないのでは大きな問題であると。松岡町時代から議会で取り上げていた問題であります。もう9年前になります。

当時は、ゆとり教育の弊害で、小学校や中学校での教科内容のレベルが優しくなっていますけれども、高校での教科内容が、それに合わせて必ずしも小学校、中学校のレベルの変化に合わせて対応していないと危惧していました。

もともと教科内容に連続性がないというか、接続していないと思っておりますけれども、そこへもってきて高校の教師が、例えば中学校での数学の内容の変化について知ること熱心でなかったら、困るのは子供たちであって、高校生になったばかりの子供たちであります。

しかし、ここは県議会ではありませんので、幾ら高校の現場を嘆いていても仕方がありませんので、せめて高校の現場はそういうことなので、中学校の現場の

先生方がその現実を前提とした教育の実践を授業でしてほしいなという、そういうことがそのときの私の主張でありました。

青山先生はもうかつて高校の数学の先生でありましたから、そこら辺よく御存じだと思いますが、高校の数学とか英語の教科内容は中学校の教科内容となだらかにレベルアップしていないという。ぽんと飛ぶ感じがするんですね、私の言葉で言うと。そのぽんと飛ぶ感じを子供自身が察知できて、これはちょっと違うぞという認識して、それなりの対処を自分の努力で補っていけばいいんですけれども、ぽんとレベルアップしたことすらわからないまま対応し切れず脱落していくケースもあるようでありまして、実際にもう春休みからそれは始まっているような感じがしますね。

高校によっては高校1年生の1学期に習うであろうところのことを全く授業なしに、どーんと宿題で出すんやね。これで参ってまうんやね、みんな一般の人は。そんなことがあります。

それでは困るので、私どもが町議会の中で言えるのは、唯一、教育長にお願いすることしかありません。中学校時代に何とかレベルを上げて、高校にスムーズにつなげて行ってほしいなという、その1点に尽きます。

かつて、ちょっと青山先生が教育長だったのか、その前の島田先生が教育長だったか、ちょっとあいまいなんですけど、島田先生も高校の数学の免許があるということを知っていたので、お願いですから、その当時教育委員さんに青山先生と島田先生の少なくとも2人、高校の数学ができる先生がいられたので、これは半分冗談抜きで、中学校へ出かけて行って高校の数学のための準備という集中講義をしてくださると大変ありがたいなというようなことを申し上げてありますが、今でもその気持ちは変わっておりませんが。

そういうこともありましたけれども、私、今回のきょうの本論は、そういう一般的にずれがあるということが、今年度より小学校で英語教育が始まりました。同じような心配をしております。いろいろありますけれども、きょうは一つだけお願いをいたします。

先ほどから私が申し上げている教科内容に連続性がないという話、これと同じことが小中の英語教育にも起きないかということでありまして、既に起きているかもしれないということ踏まえながら申し上げるんですが、小学校の英語教育というのは、困ったことに簡単な教材はあるんですが、教科書がありません。したがって、小学校によって自然と英語教育に差というか違いが出てくるんじゃない

いかというふうに思います。

または担当の先生が違えば、クラスによっても違いが出てくると、このことはある程度現実としてはやむを得ないかなと思っておりますが、問題といえば問題なんですね。これでは中学校の英語の先生が小学校の英語教育のレベルがどの程度のものであるかということが理解しにくいということもありますが、やっぱりしにくいんでしょうけれども、小学校での英語教育の内容を中学校の先生がある程度理解していたほうが中学英語に役に立つだろうということは、これはもう当たり前の話でありまして、中学校側がどの程度小学校英語の教育の実践を知っているのかなという、そういう現状の心配をしているんですが、まずこれ現状についてどうでしょうか。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、前半のことで、福井県の教育委員会は福井型18年教育というのを打ち出しまして、その推進のためにことし5月1日設置ですが、福井県学力向上センターというのをつくりました。これまで議員さんがおっしゃるとおり、連携がおくれていた中高の教科別授業研究会というものをつくりまして、中高がスムーズに行くように、その授業を進めて行こうということをやっております。

その中には、教育力の向上。これは先生の教育力の向上。それから、小中学生の学力向上、高校生の学力向上、英語教育の推進ということなどが入っております。これからいろいろ授業が出てくるのではないかと考えております。

議員さんご指摘のとおり、小学校、中学校のこの教科については割と人事異動等もあって、完全ではありませんが多少なりしている、大体こういうことをやっているとかやってきたとかという経験はございますが、中高の場合は少し、確かにおくれている部分がある。

ゆとり教育の話も出ましたが、小中学校でちょっと教科内容を少し低めたために、高等学校で大学入試についてはほぼ今までどおりだったので、かなり無理がかかったという部分もございます。そういうことで、今、県教育委員会のほうでも中高の連携について進めているというところだと私は考えております。

前半のことではそういう回答でお願いします。

それでは、ご指摘の小学校の英語活動というんですが、英語活動が入りました。これは確かに教科書もありませんし、評価もしないという形になって、子供たちが楽しく興味を持って英語活動ができる。そして、それを中学校に結びつけて、

中学校でその効果が出てきて、日本の皆さんが英語が使えるようになってほしいというねらいでやっているものでございます。

それで、小学校でも学校によって多少差はございます。それから、担任の先生がやるということで。それから、本町では英語が得意な、この近くに住まわれている外国人に来ていただいて、少し助けをいただいているというところもございます。多少差がございますが、今後とも小中の連携の中で、今まで本町としても幼稚園、幼児園、小学校の連携、それから小中の連携を進めているんですが、これをますます進めるようにいたしまして、小中連携の中で各教科の学びがスムーズになるように配慮しながらやっていきたい。できるだけスムーズに小学校、中学校、中学校、高校が行けるように気をつけていきたいというぐあいに考えております。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 小中との連携が英語教育においてはどの程度これから展開していくかということは、私も期待をするだけで見守るしかありませんけれども、やっぱりそこら辺の連携がうまくないと、実際被害に遭うの子供たちですよ。小学校の英語活動ですか、それでどの程度のことをしっかりやってきたのかという見きわめを中学校の英語の先生が知らないでやるのと、知っていてやるのとでは随分と効果も違いますので、そこら辺はひとつきちんとお願いしたいと思えます。

きのうも新聞見てましたら、やっぱり県によっても随分と取り組みが違うというのか、今おっしゃられました英語もしゃべれる外国人、ネイティブスピーカーといえますか、そういう人が一番いいんでしょうけれども、ALTと日本人の英語教育指導員というんですか、それプラス担任の先生が1クラスに3人ほどついてやる県もあるみたいです。永平寺町の場合はどういうことかはわかりませんが、要するに英語の、あるいは英会話の実力を上げるためには、その程度しなきゃいけない、あるいはまたもっとお金をかけないといけないということもありません。もっと遠慮なく学校予算に金をつけてくれるように教育長のほうからもお願いすべきだと思いますけれども、民間でお金、結局使うだけの話ですよ。そこら辺が学校の教育がおくれていけば。そんなんではあかんと思うので、ひとつお願いしたいと思います。

最近も、実は国のほうが発表しましたがけれども、これから地方自治体において小中の連携の具体策といえますか、そういうものをどんどん出してほしい。ある

いはまた、小中高の一貫体制を支援する、そういう方向で国も真剣になってしているので、どうか永平寺町も先駆けて、永平寺町の場合は幼小中連携と相なると思いますが、具体策を出して、国の支援があれば一番いいし、そういうことを願っておきます。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） それでは、今議員さんがおっしゃられたように、中学校の英語の先生についてはよくこのことについて小学校でどの程度やっているか、ちゃんと確認をしてもらって指導するというをさせていただくようにしたいと思いますし、幼小中の連携についても進めていきたい。また、県のほうの会議に臨んだときには、中高の連携についてもスムーズにいけるようお願いをしていきたい、こういうぐあいに思っております。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） わかりました。

最後の質問にさせていただきます。

通告では医大宿舍隣の牛舎からの異臭が相変わらずだということにしまして、今でも異臭が漂っているんじゃないかというようなことを書きましたけれども、最近、関係者に聞きましたら、以前と比べて異臭のにおいも少し減ったと。どの程度減ったかまではあれですけど、何か動きがあったように聞いておりますので、まずそのことをお話ししていただきたいという。

以前は、その情報を聞く前は、やっぱり私は最初に聞いたのは樋爪の方なんですけど、やっぱり学園の方でも、これは相当きついと。1週間に4日は来ると。だから、こんなこと言うと学園の方に失礼やけど、学園というのは意外と昼間も人が外にいないところで、何でかな、何でかなという、これも私、一つの原因かなと。車も洗っている方がたまたまちょっと知り合いが1人いて、聞いたら、それはもう正直言って言わんだけで、深刻なんだということを聞きました。確かに深刻だったと思います。

私は私なりに多少今動きがあつて、においが減ったということも聞いてはおりますけれども、全く完全に聞いたわけでもないので、行政区域は坂井市ではありますけれども、実際に被害に遭うのは永平寺町の住民でありますので、それなりのことを考えておりますけれども、まず今の何か動きがあったということでひとつご答弁願います。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） 今、松川さんから言われました医科大の横の牛舎の件でございしますが、私も4月に来て、前課長から宿舎の問題は聞いております。それで、本年4月に近隣の町内の方が悪臭の要望ということで提出されたので、4月11日に坂井市の環境推進課に電話して確認したところ、平成23年の7月27日に、奇臭の測定検査をしております。その結果、敷地内の境界線でやっております、奇臭の規定基準ですけれども、においが18と。対して風上で17、風下で19あったため、担当者が立ち入りしまして施設内の改善指導を口頭で行っております。その後、経営者のほうから施設内の改善を報告を受けたので、坂井市の環境推進課の担当者が立入調査を行って、においの出ない飼料、食べるものとか、施設内に脱臭装置を設置したことを確認しております。

なお、においが出るのは、ふんについては今毎日堆肥場に格納しております。そして、その堆肥がある程度たまったときに発酵させておりますので、それを攪拌して肥料にするときに今のそのにおいが出るということを私は聞いております。

それで、また坂井市にも聞きましたら、24年3月に坂井市のほうに近隣の方が4名訪ねて要望書を提出したということを知っております。それで、坂井市にこちらから要望しまして、県と坂井市が本年6月以降にまたその施設に訪問して、再度、異臭の測定検査を予定しているということです。

また、今後も私のほうでは坂井市に対して巡回パトロールをお願いしたいと、異臭防止に対してのお願いをしたいということで対策を要請しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） ありがとうございます。

多少においが軽減されたということで喜ばしいことではあります。

日本国憲法にも、私ちょっと要望やけど、たしか住民の健康で文化的な最小限の生活を保障するというような文言があったと思うんですが、私も牛のふんのにおいを毎日のようにかがされたのでは、これは文化もくそもないだろうなということで、非常に同情に値するわけでありまして。

実は、3月19日に社協の主催した講演会に行ってきました。それでは、鹿児島県の串吉町の柳谷集落の豊重さんという方の講演でした。この中にも行かれた方がいらっしゃると思ひますけれども。その町は牛、そして豚を相当飼っている畜産の町なんですね。もう前々から非常にそれを同じようにふんのにおいに悩まされていて、1日に2回も洗濯物をまたし直さないけないほど悩まされていたそ

うでありまして、それがあきつかけでふんのおいをほとんど消せる土着菌を使って、これ飼料の中にまぜるんですね。それで90%においは消えるし、牛なんか下痢はしないし、ハエもたからないという講演を聞きまして、その帰りにこの本を売ってましたので、載っているかと思ったら載ってました。これは詳しいことはまたお貸ししますので、一遍ひとつ研究していただいて、こんなこともあるよということで、そのオーナーがそれに応じるかどうかはわかりませんが、ひとつ熱意を持ってやってくだされれば開かれるかもしれませんので。

人間も納豆を1週間か10日毎日食べれば人間のあれもおいなくなるそうです。それと同じ原理で、やっているところはやっているんですね。そんなあたらしいことを初めから嫌わないで、ひとつそんなにお金のかかることではないと思うので、鹿児島県のどこかに販売しているはずですので、ひとつ研究をしていただきたいということを最後にお願いします。

何かご答弁ありましたら。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） 議員さんがおっしゃいました、そういうものがございませうなら、その本を見せてもらいまして、坂井市のほうにこういうようなものがあるの、そういう飼料を与えてにおいを消してほしいというふうなこちらからの要望をしてみたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 大変ありがとうございました。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

15分から再開いたします。

（午後 2時02分 休憩）

（午前 2時15分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、15番、伊藤君の質問を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私は、2つの問題を質問させていただきます。1番といたしましては、やわらかく思いますし、2番につきましては、議会の提案型という感じで質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番目といたしまして、京福永平寺線跡地での名称で残しておくのかということとでございます。

京福永平寺線跡地遊歩道については、東古市地籍から志比地までの6.2キロが都市再生整備事業、平成21年度から平成25年度までの事業計画と承知しております。この事業費は、社会資本整備総合交付金、これは遊歩道の全体工事費ですか、1億4,700万。国からのまちづくり交付金が40%を活用しております。平成25年度には完成するものと期待しております。

ところで、この遊歩道は跡地利用活性協議会を初め、地域の方々と協議を重ね、その内容を十分に反映させ、周辺環境を損なうことなく、大本山永平寺の参拝道としてつくられたものと思っております。

現在は、県内外の多くの方々が利用しており、また地域住民の活性化や町民の健康づくりにつながるものと思っております。旧永平寺線跡地の名称で現在健康ウォーキングを実施しておりますが、旧永平寺線跡地の名称をいつまでも残しておくのか。もし名称変更となれば、地域の方々、大本山永平寺とか、門前観光協会とか、また利用活性化協議会とも十分に協議をしていただいて、参拝道路と遊歩道、また永平寺側のサケ、サクラマスが南小学校まで遡上が実現すれば、すばらしい自然環境と生物の観察ということで全国的にもPRができるものではないかと思っております。

そこでお伺いをいたします。永平寺町として完成したとき、全国に名称を募集し、またイベントの企画、計画をしていたことを期待しておりますが、ご意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ただいま議員仰せのとおり、永平寺線跡地遊歩道整備につきましては、平成25年度全線整備が完了する予定となっております。

現在、観光面ということでお答えしたいと思いますが、跡地利用活性協議会、また門前観光協会、観光物産協会、また地区民の皆様の協力により、今ほど仰せのとおり、健康ウォーキング、こういったものを年2回、春と秋実施しているところでございます。

そのほか、福井市のえちぜん鉄道沿線の地区からの定期的なウォーキング、また観光会社、また広域観光といったようなイベント等もある状態でございます。

そういったことで、永平寺門前への誘客を進めているところでございます。

今後の活用につきましては、周辺の潜在的な、また新たな観光資源といったも

のも組み入れたイベントなどの企画、そういったものでまた誘客も取り組めるものだというふうに考えておりました、大本山永平寺参詣の道、また永平寺への誘客、地域の活性化も含めまして進展するよう考えているところでございます。

また、跡地の名称につきましては、完成の暁には住民に愛され、また全国に誇れる参詣道、遊歩道にふさわしい名称となることが大切であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 東古市の、前に4月ですか行いました、えち鉄521のプロジェクトの、これも毎年の開催も予定をしておりますし、また、サケ・サクラマスの遡上の会ですか、その方々もこの間総会がありまして、近々、門前から永平寺側、東古市までを川掃除しようというようなことで、全国的にもテレビ等を通じて、今後、そういうような志比谷地区ですか、禅の里というんですかね、そういったところをPRしていこうというような案も急になっていることから、ぜひともこういった一番観光でも永平寺は目玉としているところでございますので、ぜひとも2年先ではございますけれども、今からそういう名称なりの考え方、また地域との連携のもとにしっかりとしたそういうような街道の名前とか、ロマン的な名前でもいいし、いろんなことで利用できるような名称をつけていただきたいと思います。

これはこれで終わらせていただきます。

2番目といたしまして質問をしたいと思います。

ちょっとこれは固い話でございますので、一つ一つ聞きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

公平性を保つため、法に基づいた滞納整理をということでございます。現在、永平寺町議会では2年前から議会と語ろう会を年2回行い、回を重ねるごとに議会と町民との距離が縮まってきたと実感しております。各会場において出されました御意見を全議員が共有しております。議会で町民と語り合った質問、提案されましたことの重みを受けとめていただきたいと思います。

この2年間、本町の議会改革が大きく進み、全国の議会からも注目を集めており、議会が本来の役割を果たすための真の二元代表制に向けて前進しているところでございます。

日ごろは、税務課職員におかれましては、縁の下の力持ちということで日夜努

力していることに対しまして感謝申し上げます。

先月末に開催されました議会と語ろう会において、議会は行政のチェック機関であるのに税務課の組織や体制、そして滞納額や収納状況、また滞納者の対応、納税組合奨励金等についてチェックしているのかとの町民からの意見が出されました。この問題については、再三、再四、委員会等を通じて申し上げます。

本来ならば、決算特別委員会において質問をすべきでございますけれども、今回の定例議会の一般質問でさせていただきます。

と申しますのは、平成21年度、22年度の決算特別委員会において委員長の総評の中で、財源確保のための徴収の強化を申し上げますので、ここで私、総務常任委員長が代表して、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、嘱託員は町の職員かということでございますけれども、徴収、収納事務はできるが、滞納整理はできないということになっていると思いますが、町の職員ということで滞納整理はできるということで質問したいと思います。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） それでは、お答えさせていただきます。

嘱託員につきましては、永平寺町町税等嘱託徴収吏員要綱というのを平成19年6月に制定してございます。現在、2名を採用しております、委嘱機関は1年でございますが、こういった専門的な職務ということもありまして、歳入をし、現在に至っておるところでございます。

また、町の職員かとお尋ねでございますが、今申し上げました設置要綱第4条第1項におきまして、嘱託徴収吏員、嘱託員と申し上げますが、嘱託員の身分を規定しております。嘱託員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職と規定しているところでございます。

また、設置要綱第4条におきまして、町長がこの嘱託員に対しまして地方自治法第171条第4項に規定する現金取扱人に任命をしております、税金の徴収を行っているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） これを見ますと、徴収はできるが滞納整理はできないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 現在、嘱託員に税務課から業務をお願いしているわけですが、それにつきましてはこちらのほうである程度のデータをお渡しいたしまして、そして滞納者に対する納税の推進、また納税相談といったところを行っていただいているところでございます。

滞納整理といいまして、差し押さえとかそういったことに対しましては一切、今の徴収員は行っておりません。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 永平寺町町税等徴収吏員設置要綱でございますけれども、第5条ですね。第1項には町税、それから保険税及びその他の公共料金等の徴収に関する事。それからまた、町税、また国保税、公共料金等の自主納付の奨励、口座振替加入促進並びに簡易な納税相談とか、そういうことで、何を言いたいかということは、滞納が非常に多いということ言うてゐるんです。徴収だけでなしに前年度の徴収も徴収ですから、そこを言うてゐるわけでございますので、ただ、滞納整理ができるかできないかのことで、そういうことで、もう一回。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 先ほども申し上げましたが、あくまでも税金の徴収業務を行っていただいております、滞納整理はしてございません。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 嘱託員の年度別の徴収金額をちょっと教えてください。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 徴収員につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成19年から実は委嘱してございます。19年は途中だったという点もございまして少々実績額は少ないんですが、平成19年におきましては285万1,000円、徴収額ですね。平成20年度につきましては604万円、21年度につきましては664万6,000円、22年度につきましては791万7,000円、23年度につきましては645万8,000円を徴収させていただいております。

この5年間で2,991万4,000円の徴収を行ったところでございます。
以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） それに対する嘱託員の賃金を払うということでございますけれども、このことについてはいいわけでございますけれども、よその都市です

かね、滞納整理指導官というのがいるんですね。そういうふうな滞納整理指導官、OBですかね、そういった者を嘱託員等を雇って、職員が滞納の結局相談とか、そういうようなものをしたときに、滞納整理指導官が差し押さえしたものについてとか、差し押さえする前のとか、そういうようなものの嘱託員ということで、そういったものの考え方はないでしょうか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 今議員さんが申し上げられました滞納整理指導官でございますか、そのことにつきましては、本町自身はそういったものは設けてございません。本町が滞納整理を全般職員が行う場合につきましては、一応県庁の税務課または滞納整理機構等々との連携を持ちながら行っているところでございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 県のもわかりますけれども、県の場合は地方県民税が主であって、固定資産税とかそういうようなものは固定資産税だけの徴収というのはいかならないかとございますけれども、それどうですか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 福井県滞納整理機構の業務に対しまして、基本的に地方県民税を滞納している者を対象としております。ただし、滞納していらっしゃる方の中には地方県民税だけではなくて、固定資産税も国保税も滞納されている方もいらっしゃいますので、そういった場合につきましては地方県民税とあわせて固定資産税、国保税、軽自動車税があれば軽自動車税の滞納整理を行っております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私は、滞納整理指導官というのは、仕事の内容というのは財産調書及び滞納処分の事務指導、公売及び家宅捜査の指導、訴訟問題案件等の法律相談、その他滞納整理に関し町長が必要と認めるものというような、そういうような嘱託員で雇えることができるというような、各市町村でもかなり採用しているわけがございますけれども、そういった気持ちはございませんかね。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 当永平寺町におきましては、滞納整理の頻度がどれぐらいあるかという、実は町が独自でやっている滞納整理というのは非常に少のうございます。今後、そういった面につきましても滞納整理は強力的にやっていか

ないけないというふうに私自身は思っているところでございますが、今議員さん申し上げられました、この指導官ですか、この指導官につきましてこういった制度があるというふうになれば、今後滞納整理を進めていく上で必要とあらば、ぜひそういった面で採用といいますか、嘱託できることを一遍検討してみたいなというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） それはしてもらいますけれども、4番目といたしまして、合併の平成18年度決算での滞納額はどれぐらいあったんですか。町税と国保税。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 平成18年度決算、平成18年度末につきましての滞納額でございます。平成18年度も含めまして、平成18年度の現年分の未納額が、町税が3,077万、国保税が1,598万7,000円でございます。

あと、滞繰分がございます。滞繰分というのは過去に対します滞納繰り越し分でございます。それにつきましては、町税が1億800万、国税が5,800万でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） これは事業報告書の中には平成18年度の合併の、年度の末ですね。これは町税では、未納額が1億4,300万6,379円。町税ですね。そして、国民健康保険税は7,520万7,518円となっているんですけど、何で違うんですか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 申しわけございません。私申し上げましたのは、実は平成18年度末決算におきまして19年度へ繰り越しする分ということで、この中には不能欠損分が入ってございませんので、少々金額が違うのではないかなというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 次に、また移ります。

税務課職員の事務分担の中で滞納整理と徴収事務の内容ですけれども、職員の事務の分掌の中には各々書いてあるんですけど、全部徴収事務となっているんですね。あとは滞納整理というのは、併用して2人だけになっているんですね。

それともう一つ聞きたいのは、事務分掌の中と事務の分担表というんですかね、

その中に、税務課の中に収納対策室というのがあるんですけども、どのような室があるんですか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） まず、徴収につきましては、皆さん、うちの職員全員がその担当というふうになっております。これにつきましては、基本的に税務課の職員は徴収に歩くという面もございますので、徴収の業務というふうにして全員につけてあるわけでございます。

それから、滞納整理関係につきましては、事実、今2人つけてございます。先ほど申し上げました収納推進室につきましては対応が私ともう一人になっていますが、これにつきましては収納推進ということでございまして、滞納も含めまして収納を上げるという面で推進室という形で2人が担当しているわけでございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 収納推進室と対策室とどう違うんですか。この事務分掌組織条例の中には、税務課の中に収納対策室と上がっているはずやけれども、お聞きしたい。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 議員さん今申し上げられましたのは収納対策室で、推進室では。申しわけございません。私のほうがちょっと言い間違っただけでございます。収納対策室でございます。申しわけございません。訂正いたします。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 後からまた質問いたしますけれども、平成21年度、22年度の決算特別委員長の指摘事項として、町税のことにつきまして質問をしております。そういった改善策は現在どのようにされておりますかね。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 平成21年度、22年度ともに決算特別委員会におきまして財源確保のためのさらなる賦課徴収の強化と滞納者の実態把握、滞納整理を強力に推し進め、税の公平性を保ちながら徴収率アップにつなげることとの報告をいただいております。

平成22年度滞納繰越税額の収納額は、22年度におきましては滞納整理機構も動いているという点もございまして、前年比から約60%アップの4,300万、また平成23年度につきましては22年度より20%アップの5,100万

を収納しております。

今後引き続き滞納整理の強化を図り、滞納繰越額の解消に力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 22年度の徴収率ですけれども、22年度までに町税全体で4,900万ふえているんですわね。1年にしたら町民税が400万、固定資産税が800万、軽自動車が20万ふえているんですわ。4年間で。そういったことがやっぱり僕は徴収する人が少ないんじゃないかと思う。やっぱりそういう専門的などというんか、全部仕事が賦課徴収、それから全部あれしてもろうてダブってもうてるんやね。そういったことも十分今後考えていかな、どんどんどんどんと滞納ふえて、後から首長のリコールぐらいに飛ぶこともありますので、やっぱり職員がしっかりしてもらわんと、十分滞納のことについては今まで議会のほうとしてはやかましく言ったことないのですけれども、今後は監視していきたいと思えます。

次に、一応23年度の決算ですけれども、どのようになっているんですかね。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 平成23年度の決算でございますが、出納閉鎖が5月末日でございますので、5月末日で算定をさせていただいております。

平成23年度につきましては、まず町税でございますが、収入額17億5,481万1,000円で、98.2%の収入率でございます。国保税につきましては、収入額3億4,242万4,000円でございます、95.7%の収入率でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） これ、22年度との比較はちょっとわからんかね。22年度と23年度。%でいい。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 22年度、済みません、ちょっと全体で申し上げさせていただきますが、22年度の収納率でございますが、町税で92.64%ございました。また、国保税におきましては85.67%ございました。23年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町税で98.2%、国保税で97.7%でございますので……。

ごめんなさい。大変申しわけございません。22年度分につきましては、ごめ

んなさい。滞納整理の滞繰の分も入っておりましたので、ちょっと率が低くなつてございます。よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 細かいことについては、また総務委員会のほうでやりますので、そういうことをまた言ってもらえば結構でございます。

徴収には王道なしと言われていた中で、早いうちに何か手を打っておかなければならないと思います。そういった意味からも、十分に今後いろいろなことからそういう徴収率については議会が目を通していきたいと思っております。

議会といたしましては、正直者はばかを見ると言っているような町民の監視機関として、また代弁者として税の公平性を保ち、行政をチェックし、また財源確保のためにも今後知恵を出し合いながら取り組んでまいりたいと思っております。

ある市においては、全庁的な取り組みの中で、月1回の幹部会、これはここで言う課長会において税とか料の徴収率を発表し、各課へ持ち帰り、全職員に知らせる財源は税収、また料だということを認識いただくためにも、ぜひとも本町においても全庁的に取り組んでいただきたいと思います。

議会においては、月1回の全員協議会で前年度の比較した収納率を知らせていただきたいと思います。何かコメントがあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） まず、今ご指摘の収納率の報告でございますが、これにつきましては税務課のほうから一応出しておりますが、全協等々につきましてはまたペーパーのみならず、説明等々につきましてもさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 7番の中で不納欠損処分についての法的なものに基づいた地方税法第15条の7項の4ですかね。これ、滞納処分、停止3年継続とか、3つの欠損処分に落とせることがあるわけでございますけれども、今までの欠損処分は、全部条文に合わせて欠損処分しているんですかね。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 不納欠損でございますが、法的に決められておる不能決算につきましては、滞納処分の執行停止が3年継続した場合に不能欠損処理を行うことができますという点が1つ。それから、滞納処分の執行停止に係る即時消

減がございます。また、3つ目といたしまして、地方税の時効消滅の3通りがございます。

本町におきましては、即時消滅という形はとってございませんが、第1の滞納処分の執行停止が3年経過した場合、また滞納処分の停止による即時消滅の場合、この2つは不能欠損として取り扱いをしてございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） その中で調書等をつけて出しているんですか。調書。不納欠損を落とすときの調書をつけて出しているんですか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 不納欠損につきましては、対象者及び金額等につきまして調書をちゃんと添付いたしまして、起案を回して不納欠損しているところがございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 細かいことにつきましては、また総務常任委員会で質問させていただきますので、ここで私、終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） 次に、3番、金元君の質問を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、町政の中の幾つかの課題について今回も質問させていただきます。

これは通告にあるとおり、第1は、これは住民の命にもかかわる地域防災計画づくりと専門知識の活用ということです。

2つ目には、町消防本庁、本署ですね、これは新設・新鋭設備で、ぜひ町長の考えをお聞きしたいということで通告してあります。

3つ目は、介護保険地域包括ケアシステムとは。これは3月にもちょっと出したんで、あんまりはっきりしてないんで、その辺はきょう少し聞いていきたいと思えます。

第1の地域防災計画づくりと専門知識の活用ということです。さきの東日本大震災や津波被害の教訓、また大変な状況となっている原子力発電所の事故とこれらの災害への対応は私たちに多くの教訓を残しました。例えば、津波被害では自治体の機能喪失とか、消防団員への情報の伝達の問題、また原発事故では正確な情報が住民には伝わらないことから、例えばSPEEDIと言われる放射能の拡散状況など、アメリカ軍にはいち早く日本の国から提供しているにもかかわらず、

国民には何週間も公開されることはなかったというようなことなどが起こり、多くの被災住民が光線量にさらされるなどして多くの住民がさらに被曝するという状況や、住民の避難でさえ放射能汚染地帯への避難などひどい状況も実際に起こったことでもありました。

等々これらの人災も含めた災害への対応等の教訓から、多くの自治体で今地域防災計画の見直し作業が行われているところです。本町の地域防災計画はいつごろを目指してつくり上げていくのか。

また、本町の場合、この見直し作業はどのような体制で策定作業を進めているのか。この点では、消防や防災、災害への対応等の専門知識を持った人材を防災計画づくりのスタッフに入れていいのかどうか。他の自治体では、例えば消防署員を役場の防災関係やおおいも含めてですが、担当課に派遣して防災への対応強化と位置づけ実施しているところもあります。

具体的には本町の場合、どのような体制へと位置づけでこの防災計画づくり、また防災対策を行おうとしているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、町の地域防災計画の見直しを進めておりますけれども、いつごろをめぐりにということでございますけれども、特に原子力発電所の事故への対応、この部分につきましてはご承知のとおり、国あるいは県からの指針がまだ示されておりません。この部分につきましては、そういった動向を注視をしていきたいというふうに考えております。

それ以外の部分につきましては、本年度末までにはこの見直しを進めていきたいというふうに考えております。

また、スタッフでございますけれども、庁内で、役場内で関係課、もちろん消防本部も含めますけれども、警察等も入っていただきながら、検討委員会的なものを設置いたしまして、そこで十分この計画の見直しに関する素案等を協議したいというふうに考えております。

また、その後、やはり逐次、町の防災会議というものがございますので、この会議に諮ってまいりたいというふうな体制を考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今ちょっといつごろできるかはまだということでは説明がありました。原発の問題は県や国の指針をまっとうということですが、なかなかそれを待っているといつ出てくるかわからんということもあるので、そこはやっぱり早

く催促するなり、こちらも独自に研究するなりをしていく必要があると思っています。

また、スタッフの問題ですね。今聞いていると関係課、消防、警察も含めて検討をしていきたいということですのでけれども、庁内でそれをつくる体制をどうしているかということ、その組織がなってどうなっているかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 具体的にどういう職員がということでしょうか。

今まだこの組織については設置しておりませんが、これまでの経験をもとに、そういった検討委員会につきましては課長補佐級並びに参事級の職員をそれぞれの関係課のスタッフとして出していただきたいと、今のところ、そういうふうなことを考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今そのことを未設置だということで、ある意味、幸いかと思っっているいろんなことを言わせていただきますけれども、専門知識の活用という意味では、身近にある、僕、大学の関係者に参加を願うとか、また消防で実際の災害に派遣されてきた人材の活用というのが僕は考えられると思うんです。

例えばこれまで東北の被災地へ、またほかの災害へと支援に入ってきた経験や学んできたことを本町の防災計画や防災体制にどう生かしていくのか、ぜひ生かしてほしいということでそういうことなんですが。

昨年の災害、東北災害での教訓として、東日本大震災や災害では広域の自治体より、より身近な単位の自治体規模が災害の対応もより迅速だったとも聞いています。また身近であったとも聞いています。

本町も合併して町消防となった今は、災害への対応でも防災への対応やとか体制、その計画づくりでもこの条件をより生かしてもらいたいと私は思っています。本当に生かすべき条件があるわけですから、そのような体制をぜひお願いしたいと同時に、大学関係者の地域防災へのかかわりということでは、これはよく津波の被災地で大川小学校の問題と釜石のてんでんこの話がよく話題になるんですが、釜石の、いわゆる津波てんでんこととしての子供たちの学校での津波への災害へのかかわり方には、これは当時大きく報道されたんですが、この避難計画づくりとその訓練にかかわっていたのは、たしか群馬大学の教授ではなかったかと思うんですね。そこがある意味、しつこくその相談役として入ってもらって避難

訓練をやっていたと。

この土地では教育委員会とか自治体関係者の中からもいつあるかもわからない災害に対してどうしてこんなに時間をとってまで繰り返して訓練する必要があるのかという声を実際あったそうです。そういう中でも、指導を受けてやり切ってきたことが子供たちの被害というのが本当に少なかったと。

一方、学校に避難計画も含めてつくるのを任せていたところではどうだったかというのは報道されているとおりなんで、いわゆるそういう専門知識をどう生かして防災計画をつくるかということで、町はどう考えているのか。また、体制でもさっき言ったように、課長補佐、もしくは参事級でやるだけでは僕は物足りないのではないかと。そういう意味では、今2つ提案しましたよね。それについてはどう思いますでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 計画の見直しについて、先ほどもちょっと申し上げましたが、町に防災会議というのがあります。この中には大学の教授が入っていただいております。そういう意味では、大学の参画もいただくこととなります。

その前に、先ほど申し上げました庁内の、役場内の検討委員会の中にどういったメンバーを入れていくか、十分今から考えて、その計画の見直しに十分生かせるような、そういった体制を築いていきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 災害計画をつくっていく、防災計画をつくっていくということについては、去年のたしかいい時期にそういうことを町もつくっていくんだということを表明していると思うんですね。議会での答弁でも。そのことの経験からいうと、もうやっぱり具体的な人選に入って動いていなあかん時期やと私は思っているんです。だから、今私はやっぱり実質策定する、いわゆる策定のメンバーの中にそういう知識を生かしていける人たちを入れたらどうか。

一つは、僕は消防なんかで実際派遣して、いろんな経験や訓練を積んでいる人たち、もう一つは大学の関係者。それは釜石の例を示しました。それらについて具体的にもっと突っ込んだ、もう災害あってから1年以上たっていますから、その辺どう考えているのかを聞きたいです。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 先ほどから申し上げているとおり、新たに地域防災計画をつくるわけではございません。既に本町では地域防災計画を策定してございま

す。それを今回見直しをさせていただくということでございますので、そういった面では最初っから新しいものをつくるというふうな、そういう体制ではございませんので、今、コンサルの選定も進めております。同時並行で原子力災害は別といたしましても、ほかの部分の見直しについては先ほど申し上げたように24年度末を目指して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 見直しをコンサルにお願いするというので僕はいいんかなって思うんです。僕は多くの職員がどれだけ防災計画の見直しにかかわるかということは非常に大きいことやと思っています。それにいかに多くの人たちがかかわるかでまた実際のときの、いわゆる実践体制の中でも大きな役割が果たせると思うんですね。

例えば今度のいわゆる東北の大震災または原発事故に関する教訓というのは多岐にわたると思うんですね。僕は、そういう意味ではそういう情報を独自にやはり集める努力、能力も含めて進めていく必要があると思うんです。

例えば、私もちょっとした資料を持っているんですが、自治体の震災対策を緊急調査ということで独自にこれは神奈川県自治体研究所というところが各自治体に対して今関東でもし時間があつた場合、それに対する数値の見直しとかというのは最近矢継ぎ早に国やとか気象庁なんかも示していると思うんですね。それらをもとにどうしていくかということや東日本大震災の教訓を計画にどう生かしていくかって細かな幾つの点検項目、ここには14の点検項目が書いてある。神奈川県が出しているのがあるんですが、そんなことをつくっていることもあるので、それら個々について、僕はあんまり紋切り型の言うことをつくるんでなしに、コンサルに頼むんでなしに、町職員がこういうときこそ本町のおかれている状況に見合った災害対策をつくる意味でも大事なんではないかと思うんです。

そこらは見直すんだからということで簡単に進めてはほしくないと思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） よく聞いていただきたいんですが、計画そのものをすべてコンサルに依頼をするということは私は言っておりません。先ほどから申し上げているとおり、庁内で検討委員会も設置して、そして逐次防災会議にも諮りながらというふうにお答えをさせていただいております。もちろん、その中でコンサルにもいろんな情報あるいは調査等もしていただきながら、今回の災害を生か

しながら、この永平寺町に合った、そういった計画をつくっていききたいというふうに答えているつもりですけれども、その辺よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そうは言ってるというのはわかるんですが、例えば私は、いわゆる作業部会というんですか、その中に、例えば消防の職員とか、大学のそういう専門知識を持った人を、僕は後の防災対策会議ではなしに、つくる中に入っただいてはどうかということを提案しているんですね。それでもそれはまだこれからの話。それについてはコンサルにという話をされたんで、私の提案していることについては答えてない。だから聞いているんです。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 先ほども言いましたように、防災会議には大学あるいは警察の、どちらかというと幹部の方に参画をしていただいておりますので、庁内の検討委員会の中では、そういった意味では実践的な業務に従事している方々に参画していただけたらと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 参画していただけたらなというのは、やっぱり計画をつくっていくのは、その指針を示すのは担当課やと思うんですって。そこがどういう体制でつくっていくかということが大事なんで、僕は消防なんかが事務組合から入ってきて町消防になりました。そういう意味では非常に有利な条件あるから、職員をやっぱりそこへ計画づくりに張りつけるとか、大学にも依頼してするとか。

例えば今回いろいろ県なんかでも原発なんかの数値についてはまだ示してないんですが、いろんな海岸線では三国なんかで先日津波に対する何か訓練をやったとかいうようなことも報道されています。例えば本町の場合、本町におかれている住居に見合った災害対策ということは当然いろいろされていると思うんですが、皆さんご存じのように、この永平寺の特に旧松岡というのは福井平野東縁断層、いわゆる活断層の上にある町だというのは知っていると思うんです。それをもっと細かく言うと、松岡断層の上にあると。九頭竜川の下がわからんから、篠岡断層と松岡断層に分けられているだけで、福井震災の一つの大きな震源だったんじゃないかと言われてます。

これらの福井地震のときの調査のいろんな資料についても、本町ではわりと細かく資料として調査してあるやつも町史の風土記編には書いてあるんですね。し

かし、それは専門的な人が分析したわけでもないです。その人の事象についていろいろ集めて書かれたものです。

だから、地震ではどのような震度が想定されるのか。その被害はという意味では大きな震災以後随分変わってきている面があると思うんです。例えば最近では豪雨での九頭竜川とか、この周辺の山。山では最近、土石流も含めた深層崩壊というの也被言われていますけれども、そんなことも含めて、いろんな新しい見解も出てきています。

常時のダムの決壊もあります。先ほど言いましたように、原発の問題もあるわけです。だから、そういう点では予防、減災対策が重要なわけで、それを単に防災計画の見直しというだけでなしに根本的にいろいろ考えなあかん面があるんじゃないか。

ちょっと私が思っているのは、町の防災計画の中で、1つ目は本町におかれている状況に見合った災害対策。2つ目は、災害に強いまちづくり。特に市街地の多いこの旧松岡については、最近ちょっといろんな意味で歯抜け状態になっているところもありますけれども、いわゆる防火帯というのはあんまりない町でもあります。公園も旧松岡の時代にはいろんな当時の保育園をつくるとか、公園がなくなっていく経過もあるんですね。そういう意味では、ハード面からの対策強化、これらもどうしていくのかというのはちょっと僕はやっぱり弱いのかなって防災計画の中では見ている点です。

3つ目は、今回の大震災の教訓を生かした災害時の対策の見直し。さっき言いましたように、的確な情報の提供手段というんですが、地震ですから防災無線ができて機能するのかどうかというのはよくわからない。

少なくとも、私が東北の大震災で実際直面したのは、茨城県の土浦のちょっと上、筑波学園都市のちょっと上に石岡という町があるんですが、石岡の土地に茨城空港がある町、旧小川町です。今、小美玉市となっています。霞ヶ浦の北端ですね。そこでは通常の電話は随分かからなかったんですわ。携帯も含めてつながらなかったんです。どうしてかなって。大した被害でないです。少し内陸ですから。鹿島灘から随分入った霞ヶ浦の北端ですから、海岸線とは離れているんですが、通じていませんでした。どうしてかなということの後で通じた後に聞いたんですが、要するに基地局そのものがやられてしまったというんですね。そのことを考えると、電源喪失とか言うけれども、基地局そのものに被害があるとなかなか伝わらないということも起こってくる。それも活断層の上に整備していくとい

うこともあるんですから。

そんなことも含めてどうしていくのかということ、具体的なことを。やっぱり町の職員、または関係した人たちにつかんでもらって計画をつくるのが大事なんではないかなと、私は思っています。コンサルにいろんな知識をもらうのはいいんです。そういうような体制をいつごろ示されるのか。今年度中にはつくりたいというんですが、体制もまだないのにいつつくれるかというのは、私言えないんでないかなと私は思うんですが。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、防災行政無線のお話をされましたけれども、そういう地震等の災害等を考慮いたしまして幾つかの整備方法を考えまして、一番有効であろうということで、実は無線による子局との連絡ということにしました。そういうことでは、有線のケーブル等を使う、そういった方法よりは、ある程度の災害に耐え得る、そういったものになるというふうに考えまして、そういった方法をとらせていただきました。

基地局そのものということでございますけれども、今本町は耐震補強計画を立てまして、早急に補強工事に取り組むというふうになっております。そういうことで、防災行政無線についてはそういう整備方法で進めていきたいというふうに考えております。

そして、スタッフ等の体制の整備については、これは本当にもうすぐにでもそういう体制を固めていきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そういう意味では策定作業に当たるメンバーについては、ぜひ議会に示して行ってほしいと思います。

僕は、本当に教訓を積んできた人たちもいらっしゃるわけですから、本当にどういうことが必要になるかということも含めて、豊かなものにしてほしいと。単純に今までのある地域防災計画を見直しということだけではないようにしてほしいと思っています。

その中でちょっと聞きたいのは、私はどさくさに紛れていて地方税法の改定の際に言っていますけれども、500円増税されたんですね。個々人に。県税も含めて、1人当たり1,000円の増税です。本町だけで大体年間500万ぐらいになるんでないかと思うんですが、これは地域の防災計画とか、そういうようなのをつくっていく上で使っていくということです。それらの問題でいうと、ど

うやって使っていくのか。その防災計画づくりや防災体制の強化に使っていくかということも含めて、それはやっぱり今までとは違った拡充があるんでしょう。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、町民税の増額ということで、1件500円の増額をしていただきましたけれども、これはご承知のとおり町税といいますのは一般財源でございます。そういったことから、こういった目的の事業に充当することも可能でございますので、それはまたほかの補助金みたいな形で人が特定されるわけではございません。そういった意味では、今おっしゃったような形で進めていきます地域防災計画の見直し等に充当するということは十分可能であるというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ぜひやっぱり十分なものをつくっていく上でいろんな知識、経験を生かすようなところに、そして豊かなものにしていくためにその増税分は使ってほしいと思っています。増税は私反対ですけども、その辺は言っておきます。

あと、今年度じゅうに地域防災計画の見直しをやっていくと。原発分についてはまだわからんという話ですけども、地域防災計画の骨子と内容、概要なんかの中間報告をぜひしながら進めていってほしいと思うんです。年度末になってこうできました、大体このとおりやりますというやり方だけはやめてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） すべてそういうふうにはできるかどうかわかりませんが、できる限りの報告をさせていただきます。

○議長（河合永充君） 金元議員、ここで一回休憩いいですか。

○3番（金元直栄君） はい。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

25分から再開いたします。

（午後 3時14分 休憩）

（午後 3時25分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2つ目の質問です。

消防本庁ですが、これは新設・新鋭設備でぜひ町長の考えをお聞きしたいという事で質問を準備しました。

本町消防においては、消防の体制強化として署所の統合について、もう随分以前から分署を統合して消防としての体制強化をとということが論議されてきました。しかし、合併当時から最近まで町長は、今の本町の消防署の1本署2分署体制をどうするのかという以前の私の質問にも、これまでの体制が最良だと発言されてきたと思っています。

この間の経過を見ますと、町長もここに来てようやく消防の統合による署の体制強化と向き合うようになったのかなと思っていますところですが、そして町長がその消防本庁の候補地として示したのが東古市の永平寺支所へということです。私はその方向性を聞いて意外だったのは、第1は、移転候補地というか場所の問題です。それは町村合併のはるか以前、平成6年に結論が出ているんですが、当時の管理者も消防議会も、また多くの議員も、当時まとめた報告書の報告時に示されたとおり、中部縦貫道に沿う機能補償道路付近、つまり吉田郡JA本所付近となっていたはずなのに、そうではなかったことです。

もう一点、腑に落ちなかった、2つ目です。施設のあり方というか、本所建物の建設の問題です。これまでの説明では、町長は消防の統合移転を東古市の永平寺支所や同地の開発センターを耐震診断補強、整備し、そこに移転を考えているということ表明しているようですが、同開発センターは昭和40年代の建設。今の松岡にある消防本署は、昭和59年の建設です。これまでに示された案では、防火の拠点となる施設が新しい建物から古い建物へ移転するということになるが、それでよいのかという問題です。古い施設利用では機能的にも問題が生じると思います。どう考えているのか。

というのも、移転する消防本署は合併の随分以前から論議され、旧永平寺町では用地の確保にまで動いたこともありました。それは道路網の整備の中で機能的な場所に新設をという話がまとまっていた中でもあったからです。

この点つまり、これまでの合意の地をどうして今になって変更するのか。それに新築すると幾らぐらいかかるのか、見込んでいるのかということも含めて、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今幾つかお尋ねをいただきました。一つ申し上げておきたい

のは、平成6、7年ぐらいの3町村の、ですから組合の時代のそういうお話もありましたけれども、これは将来的に18年の2月の合併というのは想定していないお話だと聞いております。それぞれの上志比村、永平寺町、松岡町が今も存続している状況の中で、それではどこか新しいところで庁舎を建設しようということだということを知っています。

もう一つは、これまでも申し上げていますように、1本署2分署体制をとってきました。これは最高とか最善とかということではなしに、やはり近くにそういうものがあるということが非常にいいということではありますが、その職員につきましても当初は44人ぐらいいたのが、今たしか36人だと思いますが、そういう状況の中でいろいろな形が出てきております。

それで、今回の統合、これからですけれども、統合につきましてもやはり全体でこれからの新しい消防あるいは新しい救急体制を築いていくのがいいということで今いろいろな考えをしているということでもありますので、その辺だけは前もってお伝えをしておきます。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

防災の拠点となる施設云々のことにつきましては、さきにも渡邊議員にもご答弁をいたしました。消防本部署の位置につきましては、永平寺町の中心地であることで現地到着時間に大きなずれが生じないこと、機能補償道路、中部縦貫道路を活用できること、ケーブルテレビを活用した災害情報を瞬時に発信できること。消防救急デジタル無線基地局に最適であることなどの要因となり、開発センター、支所を利活用したいと考えているところでございます。

議員仰せの永平寺支所開発センターにつきましては、今現在、耐震診断を実施している最中でありまして、結果を踏まえ、耐震補強がなされると思っております。

また、施設を活用した利便性につきましては、現在、消防統合チームで若手職員の意見を十分に取り入れ、改築を含めたさまざまなレイアウト、車庫、事務所、指令室、仮眠室等を作成し、議会の特別委員会にもお示ししたいと思っております。

また、機能的場所に新設という話、また新設すると幾らぐらいかかるんか云々、このことにつきましては合併前のお話でありまして、先ほど町長も御答弁させていただいたとおり、新町になった今、組織体制等さまざまな変化により変更とな

ったものでございます。

また、新設の場合、本町の試算はしておりませんが、議員仰せの金額ぐらいたと想定されているところでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町長にもう1つだけ、先ほど答弁なかったんで1つだけ聞いておきたいんですが、私はいわゆる防災の拠点となる施設が新しい施設から古い施設に移るということは、ある意味、この時代あっていいのかなって率直に疑問に思っているんです。その辺は町長としてはどう答弁されるんでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 新しい施設とか古い施設とかということではなしに、それはもう機能が果たされれば新庁舎を建てなあかんとかということではないと思いますので、これはあそこは一つは54年ですし、一つは46年だと思いますが、そういうことで、例えばこの本庁舎は今34年なんです。来年から耐震工事に入ります。

そういうものが、ことしあそこの診断をしますのでどういう形かということもわかってくると思います。そういう中でどういうふうな補強計画をしなければならぬのかということもありますが、そういうことを含めて、これから統合すれば必ず新しい庁舎に入らなければならないということは何もないと思います。

それから、さっき申し上げましたように、恐らく当時の話を聞いておりますけれども、上志比村も申し上げましたように、永平寺町も松岡町も今もある状態でどうか持っていかなあかんということでそういうお話が出たということを知っておりますので、今もう合併をいたしましたので、それが合併になってからどういう体制をつくっていくかというのは非常に大事なことで、そういうことで、今できればそういうような庁舎が上志比にも永平寺にもあるんですけれども、そういう形で使われておりますので、何とかそこを使えないかということでそういう検討をしているということでもあります。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今ちょっとお聞きしていて、合併を想定していなかったからできなかったことというのは移転ができなかったことです。いえいえ、金を準備できなくて用地の確保ができないという、機能補償道路とかができてないから、整備されてないからというのは後でつけた理由です。それは当時話されていたものです。永平寺もそのつもりで動いたんですが、合併していなかったから金が用

意できなかったということです。それは町長、本当ですよ。僕はそうとらえています。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 特に庁舎の場所を変えるとすると、志比塚、416は非常に狭いということで、なかなか大型のそういう消防関係の自動車がスムーズに通れないというようなこともありまして、例えばそういう機能補償道路の話ありましたが、それはそういう新しい道ができれば、それは消防自動車も通れるということになりますので、そういうことと、庁舎を置くこととはまた別だと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町長はそう聞いているかしらんのですが、現実的にはその当時、お金がないということを口実にして、やっぱり用地の確保ができない、ということは旧永平寺町にだけ責任を負わせることになることから、ほかの口実を考えてそうしようということになったんですよ。それは私、当時の消防議会の議員でしたから、そのことは知っています。

それに聞きたいのは、防災の拠点である消防が新しい施設から古い施設へ移転するというので聞きたいんですけども、将来、国の方針として今広域化の話がされているわけですね。これは新しい条件です。消防の広域化が進むことがあれば、本町の古い施設に移転した施設が、開発センターなんか耐震補強は続けても、それが古くなったとき更新できるのかどうか。つまり、移転した施設は何年先を見定めて移転するのか。僕はやっぱりこういうときにはかなり将来を見渡して、もしこういう合併の中で新しい署所をつくるということについて建設し直すとか、更新するときいろんな問題が生じない、金の補助なんかもなくなりますから、そういうことも起こらないように、今やっぱりそれなりの投資をしておくべきだと私は思っています。それは合併特例債があるからということとは前から話題にもなっている。だから、何年先を見越しているのかどうか。

私、本当にこんなときこそ合併特例債の活用じゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。これは新しい条件です。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 将来の国の方針どおり、消防の広域化が進むと古くなった施設の1本部一署になったときの施設の更新は可能かということでございますけれども、その場合には、やはりそういった広域の枠組みで、署員の云々、また

消防力の云々、強化等々で、狭い何とかが絡んできて、そういった更新、改築というんですか、そういったことについては広域の絡みで利活用、また更新できるというふうにはとっております。

また、この計画の何年先を見通しているのかということですが、これは今利活用して耐震をする、この結果診断にもよりますが、今ここで何年というような、私どもは耐震計画がなされてからの話ですが、一応何にもなければ30年でも50年でもそういうふうに、その都度、そういうふうにご利用していきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 合併特例債の活用でございますが、この消防施設の整備につきましては、消防体制の強化を図るため、また公共施設の耐震化に伴う改築及び統合に伴う新設につきましては、合併特例債は対象となります。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 何年もつかということですが、耐震工事すれば専門家によれば30年ぐらいから40年ぐらいはまだもつというふうに聞いております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私はぜひ新設をということで質問しているんですが、この間の消防の状況を見ますと、署員の数は減らすだけ減らしてきたと思っております。今36と言っています。定員はもっと多いですよ。たしか45ぐらいですか。定数はね。だから、そういう状況になっています。いわゆる署員の定数から見ると何人少なくなっているかというのは、何でそんなことを聞くかといいますと、この間、署員の補充というのはあんまりしてこられずに、それなりに数を減らしてきました。僕はそれはそのものが署員の志気にもかかわることやと思っています。

何でか。というのは、署員が退職してもその補充すら余りない、十分でないということは、一面、欠員や数の確保を管理する側がやらないということなんですよ。要するに、必要性を認めんから補充しないということです。この分野の必要性、管理する側は人員の確保という形でそういう姿勢を示さないということになれば、それはやっぱりその部門が本当にこれだけの人数で、どうしてもこうするから必要なんだということになっていないということやと思うんです。

その上、これまでの協議と違って、これまでの協議では新しい庁舎を新しい場所にとということが今までずっと論議されて示されてきて、議会でもそう思っていたと私は思っています。ところが、ここに来てその方向が違うわけです。

当初の計画、私に言わせると当初の計画を捨てて、古い施設への移転、つまり方針が変えられるということになると、ある意味二重三重に署員の志気にかかわってくると私は思っています。そういう位置づけになっていないということですから。これまでの経過が消防に対する、いわゆる姿勢のあらわれという、町の姿勢のあらわれということになるわけですね。この辺、率直にどう思っているんでしょう。計画の行方は。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） これまでも申し上げていますように、これからの統合ですけれども、どこへ持っていかかといえますのは、消防職員の若い人の話を聞いて、それも話ししているということですので、そこだけは十分何回もそういうお話をしていますけれども。例えば今消防長がおっしゃっていますように、416のそういうところへ持っていかなあかんとか、あるいは永平寺は1つですから、一番できればどこへ行っても距離が同じになるようなところに行かなあかんとか、いろいろそういうことを考えていまして、そういうことでこういうことを言うてますので、そこだけは何回も申し上げておきますけれども。

それから、いろいろ条件があるんですけれども、そういう県の に近いところがいいとか、そういうことを含めて今。それから、伝播調整がありまして、基地局を設けるのにあっちもこっちも建てるよりも、どこかへ1カ所建てれば一番電波が入る状況にある場所がいいとか、そういうことを考えて今申し上げますので、全然、これは若い人の職員の話ですから、そこはよく聞いていただかんと、一緒なことを何回も申し上げますけれども、お願いします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町長はそう言うんですけど、僕は消防署員の志気というか、いわゆるモチベーションの維持というのは非常に大変なことだと思っています。大事なことはなしに、大変なことやと思っています。この町にとっては、また住民にとっても災害や火事など何もないことこそ最良です。それは当然やと思う。しかし、署員としては常に高い意識を保持していないといざというときに、いわゆる本来の力を発揮できないわけです。このことの関係でその建設のあり方等について、今までの協議や積み上げてきたことを一気に変えるやり方は、僕はある

意味、その示された方向が署員の志気に大きく影響することではないかと率直に思っています。だから、今まで、じゃ本当に新しくした最新の施設でやろうと言ってきたわけですから、それが最近にわかにならなくなったということになれば、それはそういう評価しかしていないということになると思うんですね。上の者は、おまえらそう言わんと、やっぱりこれから先のことも見据えてしっかりした体制でやっていくべきでないかということ、その管理する側は逆に示すべきではないかと私は思っています。

特に先ほど新しい施設から古い施設、それは耐震補強すればこの先30年も40年ももつというんですが、僕は機能の面でもやっぱり問題はあろうと思うんですね。消防署として最初から設計され、つくられたものとは違うと思っているんです。

統合で1本署体制になるということは、今までより火事や事故、救急災害時に現場への到達時間が遅くなる地区が生じてくるのは、これは必然やと思っています。しかし、それについては補う消防力の力ということも消防のほうでは説明されてきました。ほかの議員に対して。

ただ、この点では遠くなって古い施設への移転するということで住民に対して説明ができるのかということを私は率直に疑問として残ります。私もそう思っています。やっぱりそれは単純に直すということだけではなしに、きちっとしたものがあつたのではないかと。

私は、これまで建物は少なくとも耐用年数まで改装しながら使うのが当然だつて繰り返し言ってきました。しかし、防災の拠点については、僕は最低の基準というものは必要だと思いますし、先への見通しも必要だと思っています。

例えば原発の事故の問題でいうと、地震のときの災害対策の拠点として免震塔の建設が今言われているんですね。そのあるところがほとんどないということです。それも大飯原発なんか再開やっただけでも、免震塔はこれから先何年後になるかわからないということですから、それは問題だと思っています。

だから、そうやって言われているときに安全対策や事故対策上の絶対条件となるべき拠点の施設建設というのは大事なことやと思っています。それは耐震補強でいいのかというのが問題だと思うんですね。町民にとっても消防署としての機能に特化した建物がやっぱりここで必要だと私は思っているんです。

本町の災害時の拠点となるだけに、新設で機能性の確保は絶対条件だと私は思っているんですが、この考えというのはやっぱり間違えなんですかね。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 先ほどから心配していただいております職員の志気に関しまして、またはモチベーション、それにつきまして、若い職員が現在、消防体制につきまして本当にいい汗をかかしているというような状況で、本当に生き生きとやっているわけございまして、その状況からも私は理解していると、させていただくというふうに思っているところでございます。

また、志気、モチベーションの維持ということで、これは本当に議員仰せのとおりで、災害は24時間いつ発生するかしれません。平日、事務を行っているとき、食事中、また夜中、仮眠中に火災、救急救助、そういった対応をしなければなりませんので、これらは我々消防人の使命でもございますが、ご理解を得られてありがたいということで思っているところでございます。

また、遠くなって古い施設での住民への説明ということでございますけれども、これは1署体制への住民の説明につきましては、遅延等の問題、さきに川崎議員さんにもご説明、ご答弁させていただきましたとおり、既存施設の利活用を含めまして住民にご説明をしたいと思っているところでございますので、ひとつよろしくご理解をお願いします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと3つほど言いたいと思うんです。

一つは、やっぱり本来でいったら本署を置くのは市街地が一番いいと思っています。人口の集中するところ、思っています。ただ、地域的な状況から単純にそうはいかないということもわかっています。市街地にあるのが基本だと思っています。そこから移転するというわけですから、やっぱり遠くなる場所に対してはどういうことが必要なかということをやっぱりきちっと説明する必要があると思うんです。そのためには、僕はやっぱり最新鋭の消防に特化された施設が必要だと思うところです。

それにもう一つ、どうして、よく皆さんそれ言うとやじ飛ばす人もいると思うんですが、温泉とか公園、東古市の開発には多額の金を使うということ言っているんですが、消防になると改築、改修でいいというのでは、僕、それも町民に対する説明にならないと思うんです。やっぱり地域的な課題、要は温泉にしても東古市の開発にしても、この公園についても地域的な課題の一つであるのは間違いないです。しかし、消防については全地区的な課題ですね。全町の課題です。それにどうして金を使わないのか。それが合併特例債のねらいの一つでもあるんじ

やないですか。

3つ目として、何で私が消防のことについてぜひ新鋭設備をと言うかといいますと、私の地区はどういうわけか火事が多いんです。本当に。この15年間ほどの間に隣の区も含めて4件火事ですよ。さらにもみの乾燥基地が燃え出すなどのぼやも何件もありました。こういうときに消防車の到達というのは本当に身をもって感じます。消防車が来る前に、僕ら二度も消火栓から水出したこともあります。しかし、来るのが待ち遠しくてしゃあないです。何でといたら、水どこへかけていいかわからんです、火は逃げていくんですから。そんな中で、1分1秒、それも最新鋭のもので支援してほしいというのは率直に思うところです。

そんなことを考えると、やっぱり切実な問題だからこそ言いたいし、これまでの話からいってもそうだし、消防署員のモチベーションをさらに高めてもらう意味でも、どんどん人が減ってきている中でも、その体制をモチベーション持ってもらう意味でも、最新鋭のものをぜひお願いしたい。それをやっぱり町幹部の姿勢として消防署員に示すのが町長の仕事でないかと思うんですが、率直に僕はそう思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 消防職員の人数が36人ということではありますが、たしか勝山市も同じだと思っております。そういう中で、今、いろいろなことがあります、例えば救急体制を強化するとか、あるいはよそへ研修に出すとか、いろいろなことがありますので、そういう中で今精いっぱいの人数でやっていただいております。それはそういうことなんです。

それからもう一つの、やはり今金額的にもお話ありましたけれども、司令センターもちょっとわかりません。2億ぐらいかかると思いますし、建物も本庁舎は耐震工事に入りますけれども、これも2億ぐらいかかって、エレベーターなんかつけますと相当2億5,000万ほどかかるかと思っていますが、非常に今移転しましても相当金はかかります。

それともう一つは、今いろいろなお話がありましたけれども、これも必要なんです。それは、消防というのは人命優先ですから、いろいろな面、非常に必要なのは当然なんですけれども、あとはやはりいろいろ申し上げますように、健康も大事ですし、いろんなそういうことも大事ですから、それはすべて必要なんです。ただ、それはそれぞれが必要なものですから、これとこれとということではないと思いますので、ちょっとそういう感じをしています。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 先ほど3つのご質問ですけれども、市街地等が最もふさわしいんじゃないかということでございますけれども、やはり地域の特殊性、実情、そういった面からも考慮いたしまして、なるべく極力、どこでも合わせられるような、また住民に理解を求められるように今考えているところでございまして、ひとつそこら辺お含み取りいただきたい。

また、財政面ということでございますけれども、先ほども町長がおっしゃったとおり、いろいろこれから備えなくてはいけないものがございます。そこら辺、また十分訓練施設の設置とか、いろいろまだこれからも多々とらえていかなければいけないところがありますので、そこら辺も議会等々も十分説明させていただき、ご理解をいただくようにさせていただきたいと、進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、3つ目ですけれども、火災等、災害等の対応ということでございますけれども、宮重の地区が大変火災が多いというようなことも、それはたまたまそういうふうに重なったかもしれませんが、私ども思っているのは、先ほど川崎議員さんにもご説明させていただいたとおり、やはり消防プロはプロで、またそういった通報が入りますので、迅速な対応をするように、この手あの手で今そういう指令台のことも考えているところでございます。その対応もさせていただきたい。

また、そういったものにつきまして、各地自主防災の強化をしていただいて、そういったことでも実践的な教育をしていってその強化に努めていきたい。団員さんにおかれましても、そういった資機材の整備等々を踏まえていき、職団、自主組織で強化していきたいと、守っていきたいというふうに思っているところで、ひとつそこら辺、またご理解を得られますようまたひとつお願いします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 消防の最後ですが、今日本だけでなしに地球規模で地震の活動期に入っているということがよく学者が言われる言葉です。こういう中であって、ただ、この国内の状況を見ていくと消防というのは、昨年3月11日から別かもしらんですが、どうも冷遇されている時代が続いてきていると思っています。

皆さんご存じやと思うんですが、たしか消防署員は全国で15万人いて、使われているお金が1兆8,000億ぐらいやと思うんですね。これは年々減ってきて

てそれぐらいになっていると。ところが、自衛隊なんかは24万。それで約5兆円ですから、そういう意味では大変です。

消防とそういう組織との違いは、消防は命といったら飛んでいくんです。命といったら飛んでいくんです。ちょっと違うんですね。指令がないと動かない。指令がないと動かないという面はあるんですが、そういう意味では今度の東日本大震災のときに大きいやっぱり保険を持っていたなど。保たれていたなどというのを感じるし、全国へ支援に行くということは、私はやっぱり非常に大きい、やっぱり町民としても誇りやと思うんで、そういうモチベーションを下げることのないような体制をぜひ町幹部としてはやっぱり支援というのか、そういう位置づけで取り組んでほしいと思うところです。ぜひ新設、新築をというところです。

次の質問に入ります。3つ目ですが、ちょっと時間がないんで、あとどれだけできるかわからんですけれども、介護保険地域包括ケアシステムとはということで質問を準備しました。

この4月から始まります。これは3月議会でも触れたのかなと思うんですが、趣旨は出しておきました。第5期介護保険計画では、本町の介護保険では大幅に引き上げられたことはもう皆さんご存じのとおりです。一方、この第5期介護保険計画が目指すものは何かというところで、特に介護保険料が大幅に値上がりしたことでこれからの本町の介護はどうなっていくのか。果たして高齢者が地域で安心して介護を受けながら暮らしていけるのか。この願いに明快に答えていただきたいと思っています。

また、国の示した方向性としては、高齢者の日常生活圏域内に医療、介護、予防、住まい、生活支援、サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムということをこの5期計画の中で示してきたわけです。非常に聞こえはいいんですね。理念もいいです。ところが、この理念に異論は私はないんですが、その方向とかそういうようなの、第5期介護保険計画が目指してきたものを見ると、どうも何かそのぐらいのうさん臭さが見えると思っています。

例えばそういう中で、この考えはどこから出てきて、そのねらい、目的はどこにあるのかだけちょっと答弁願います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、永平寺町の第5期の介護保険計画、それから老人福祉計画が目指すものについては、地域に暮らすだれもが住みなれた地域で安心して生活し続けること

ができるように、高齢者の自立と自己決定を尊重するまちづくり、それから地域の支え合いの促進とサービスとの連携を進めるまちづくり、高齢者が元気で社会参加ができるまちづくりを基本としまして、元気で健康な高齢者のために健康の保持、増進、それから高齢者の社会参加の促進、二次予防事業対象者のための二次予防対象者事業への支援をする介護を必要とする高齢者のための要支援、それから要介護高齢者への支援、それから地域密着型サービスと生活基盤の整備、それから高齢者を支えるネットワークづくりですね。これを支える体制づくりを進めていく計画であります。

その中で、これまで以上に在宅生活重視のもと、医療と福祉保健の連携を深め、地域包括支援センターと連携しながら、今金元議員さんがおっしゃいましたケアシステムの充実を目指しております。

また、住みなれたまちで生活できるように地域密着型サービスの一つであります小規模多機能居宅型介護、これの充実並びに在宅サービスにおけます訪問介護、それから通所介護、これの新規の事業者の参入を促進をしていきたいと思っております。

それから、地域包括ケアシステムというのはどういうふうなものかというふうなことでございますけれども、これは高齢期になっても、現在住んでおられる地域で生活ができるように高齢者の住まいを中心として、在宅医療、それから訪問看護などの医療、それから訪問介護や通所介護、いわゆるデイサービスなどの介護サービス、それから健康体操教室や介護予防教室並びに見守りあるいは配食などの多様な生活支援サービスの確保や、それからお年寄りに関しましての権利擁護等についての心身の状況や要望に応じて、必要なものを組み合わせて高齢者を支えていくというふうな体制づくりがケアシステムというふうにして私は認識しております。

こういうふうな考えはどういうところから出てきたのかというふうなご質問でございますが、いわゆる団塊の世代と言われます方が高齢期を迎え、今後も高齢者の数や要介護認定の数は増加していきます。今後の高齢化の進展に際しましても、いわゆる今現在の介護保険制度、これを維持可能なものとして次の世代に引き継いでいくためにも、介護給付等によります一層の適正化を図って、介護保険制度がこのまま続いていくというふうなことになるようにしていくためではないかと思っております。

そのねらい、目的というのもあれですけども、今後の現役世代の減少が見込

まれる。いわゆる超高齢化社会において元気な高齢者にはできるだけそういうふうな元気な状態を維持して、加齢に伴う虚弱化の進行や生活機能の低下を防いで、介護が必要にならないようにする健康づくりや介護予防の取り組みの強化が重要であると思っております。

さらに、認知症高齢者や高齢者のひとり暮らし、それからいわゆる老老世帯というんですか、お二人が高齢になってくるというふうな増加などの課題もあると思いますので、それらに対応しながら、医療や介護が必要な状態になっても現在のお住まいに住んでおられます地域で、地域のきずなやつながりを生かして、今現在の住みなれた地域で自分らしく暮らせる社会の取り組みを強化させるのが目的であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今るる言われたんですが、高齢者を支えるまちづくりということ。地域包括ケアシステムの構築というんですけど、これを示した中には第5次の介護保険計画の内容を見てみると結構表現はいいんです。24時間の巡回とか、療養病床群を6年間廃止を延長するとか、いいことはあるんですが、よく見てみると軽度者へのサービスは自治会とかNPOなどの多様な主体により提供させる、要するにボランティアでやってもらうことにする。特養ホームなど的高コスト施設はもうつukらない。医療行為は医者から介護職員なんかは一定の研修を受けたところに任せる、安上がりにする。自治体で介護保険事業計画をつくって、地域包括ケアをやることで介護保険給付の抑制を考えなさいと、そういう計画をつくりなさいということですよ。別名、選択と集中と言われているんですが。

じゃ、地域包括ケアシステムの構築というんですが、これをつくり上げ、積み上げていく本町での部署、担当体制はどうなっているのか。また、高齢者の実態をつかんで、これを地域に還元し、高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりを考える本署での部署、体制はどうなっているのか。

また現在、第5期の介護保険計画がスタートしました。具体的に進められているのかをお聞きしたい。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまの御質問でございますが、地域包括ケアシステムにおける高齢者に対しての在宅医療や訪問看護などの医療や訪問介護、

それからデイサービスについては、高齢者の健診や、それから予防接種への助成事業、それから介護給付サービスにおいて各種サービスの給付を実施しております。

健康体操としては町でやっておりました筋力トレーニング教室、それから介護予防と教室としては元氣いきいき教室の開催、それから高齢者への見守りあるいは配食としましては、閉じこもり防止の地域ふれあいサロン、それから緊急通報装置の設置、それから65歳以上の高齢者の方への配食のサービス等々、生活支援サービスとしましては紙おむつ、それからいろんなサービスを既に実施しておりますので、このような高齢者を対象とした各種事業については、いろんな民生委員さん、それから介護支援の支援事業所、それから包括センターを通じて事業の利用を説明を行っているところをごさいますて、当然、当福祉保健課が重要な位置を占めているというふうに認識しております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） もう最後になると思いますが、各種事業をやっているから地域包括ケアシステムの先取りをやっているかといったら大間違いで、今回の第5期介護保険計画を策定するんやという国が示した内容は、もっと地域で支える。今よく出てくるのは民生委員で社協なんです。そこだけに任せておいたらどこかでお手上げになるんじゃないですか。町が本当に、単に福祉課だけでなしに、いろんな関係課も含めて、地域をどう支えていくかということをごさいますて考えるのか。それは委託先では考えられないと思う。直接担当している部署でどうしていくかということをごさいますて率直に考えてほしいという問題提起で私の質問を終わりたいと思います。

何か答弁あればお願いします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川齊男君） 今ほどのご意見、重々重く受けとめております。

地域包括センターだけに任せるといふようなことは私は思っておりませんので、行政と一体となって地域包括ケアシステムを進めていきたいと思っておりますので、ここで答弁させていただきます。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

20分から再開いたします。

あと上田議員最後までやりたいと思いますので、時間の延長もありますので、よろしくをお願いします。

(午後 4時 9分 休憩)

(午後 4時20分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、16番、上田君の質問を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は大きくは2問用意をさせていただきました。2問目については、るる議員が言っていますように、議会と語ろう会の中からの町民の声からということでも、二、三点質問させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、1点目です。

まず1点目は、「老いても自立」を目指し、町民の健康寿命を延ばす活動の展開を！というふうに題を上げさせていただきました。

これは、先般、何回となくやらせてもらっているんですが、やはり町の町民の健康を守る活動は、町がある面では大きな町政の中に位置づけている町民の健康を守るというものを題材に取り上げさせていただきたいというふうに思います。

町のほう、皆さんご存じのように、元気、長生き、11プランという永平寺町の保健計画が昨年策定され、それに基づいて町民の健康を守る活動が展開されているというふうに思っております。このように日本は高齢化が加速し、先進国の中でも有数の長寿国になりました。やはりその中では当然のように高度経済成長、また生活水準の向上とか、いろんなライフ生活の変化、そして食生活の変化、そういうものが長寿日本をつくっていき、また当町もその恩恵にあずかるというわけじゃないですけども、福井県の中でも永平寺町のほうも長寿の町になっているかというふうに思います。しかし、その中で生活習慣病の増加とか、また今ほど金元議員もありましたが、高齢化に伴う介護者の増加、それをどう扱っていくのかというのも大きな課題になっているかというふうに思っております。

そこで、国のほうは2000年ごろから長寿社会の中でも健康に長生きすること、老いても自立した生活。生活の質を重視する考え方の中から、健康に日常生活を送れる期間のことを健康寿命というふうに位置づけて、国のほうはそういう施策にある面では切りかえてきているというのがあります。

それで、2000年を大体境に、国のほうも健康増進法、それから健康日本2

1、それから健やか親子21とか、県のほうもその趣旨に従って元気な福井の健康づくり応援計画、そして当町も元気、長生き、11プランの策定をして、町民の健康を守りながら、先ほど説明しました健康寿命を延ばす、そういうことが今後行く行く町民の健康並びに、町が今後抱えるであろう国保の問題とか、介護問題とか、そういうものを少しでも解消していこうというふうな形が国の中から展開されているかのように思っております。

それで、国の発表が先般ありました。健康寿命が日本では男性が70.42歳、それから女性が73.62歳です。これは、平均寿命は男性の場合は79.55ということで約80歳ですね。それが10年間はある面では介護とか、またはそういうものになって寿命があるということで、何とかそれを延ばしていこうという中からこういう考えが出ているかと思えます。

福井県は、男性の場合は71.11歳、女性は74.49歳ということで、男性は全国8位、それから女性は全国10位というふうな形になっております。

それで、その計画の中には食生活の生活習慣病、そういうものを直すためには食生活であるとか、それから運動であるとか、いろんな形での健康を維持する形をやっていこうということが上げられております。

それが先般出された永平寺町の元気、長生き、11プランを例にとりますと、その中に同じようにやはり栄養、食生活、それから歯、活動、こころ、そして運動、そういうものを上げて、年代別にこのように守っていきましょうというふうな指針が示されたわけです。それに基づいてその計画になっているわけですが、それをどうやって、それをやっていくことがぜひ必要ですねということで、今回取り上げさせていただきました。

この元気、長生き、11プランの策定は、平成23年から27年の5カ年計画になっております。それで、その町民の健康づくり、健康寿命を延ばすためにどうしたらいい、どういう取り組みをしようかということで、まず初年度は知ろっさ！永平寺町健康づくり11カ条の周知を図るということでこの11カ条をつくっているわけです。

後のほうでもちょっとお聞きしますが、いろんなPRの中にはこういうふうなものをつくって、町民の11カ条に基づいて実践していこう。

それから、皆さんも見てるかもしれませんが、テレビでその体操を3パターンつくって放映をしています。そういうふうな形で実践をしているわけですが、そのことについてお聞きしたいというふうに思います。

先般の一般質問のときにもさせていただいたんですが、この永平寺町健康づくり11からだ条の周知を図ろうということで、その取り組みをやっております。昨年はその計画をお聞きしましたところ、町の広報紙、それからホームページ、ケーブルテレビ、ダイジェスト版、こういうものを配布して周知を図りましょう。それから、モデル地区を8つ設定して、そのモデル地区からの発信もやりましょう。それから健康ウォークとか、いろんな形での町の、または町も含めて諸団体のイベントからもやりましょう。それから、先ほど言いました健康体操の3パターンをつくって、それを放映しながら住民の方にまたやっていただくというような計画、そしてそれをどのように市内、また町の中の皆さんに広めようかということで、庁舎内での会議を持ち、分野別、内容別に検討していこうというふうな取り組みが上げられました。

それでお聞きしたいのですが、そのそれぞれの取り組みに対して検証というところはあるんですが、評価とその達成度についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきますと思います。

今ほど上田議員さんおっしゃいましたように、平成22年度において永平寺元氣、長生き、11プランという保健計画を策定いたしました。これは23年度から実施しております、その中で健康づくり11からだ条、いわゆる11カ条の目的というんですか、それぞれの目的を持って、個人個人が健康づくりをしていただくというふうなものをつくらさせていただきました。この周知方法としましては、今ほど議員さんおっしゃいましたように、町の広報紙平成23年8月号に掲載。一番最初でございますけれども。それから、健康教室や健康相談時にパネル等を利用しましてのPR、それからクリアファイルですね。今ほど議員さん手に持ってお示ししていただきましたようなクリアファイルを作成しまして、各イベントや健康診断会場での説明、配布を行っております。また保健推進員、それから食生活改善委員等での研修会での説明、それから住民へのPRをお願いしておるようなところでございます。

そのほか健康体操、議員さんもおっしゃいましたように健康体操を作成しまして、こしの国の行政チャンネルにて放送及び健康教室での実施をしているところでございます。

それに対します評価と達成度ということでございますけれども、健康づくり1

1 からだ条のダイジェスト版を各戸に配布しまして、より一層の周知を図るため、本年度も健康教室や町の広報紙、今現在も4月号にも掲載をしまして、説明をいたしておるようなところでございます。

町民一人一人が健康づくりに理解をしていただくために平成23年度の知ろっさ！健康づくり11か条というだけではなく、平成24年度、今後におきましても周知の機会をとらえて、より一層住民に対してPR等に努めていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

説明の中でいろんな周知の方法があるということで、僕は大きく3つに分けられるんじゃないかなというふうに思っています。

まず1点、先ほど言いました広報紙とかホームページとか、ケーブルテレビとか、ダイジェスト版の配布ですね。これはある程度こちらから一方的に情報を流して、それを周知してもらうというのが一つの大きなやり方の一つ。

それから2つ目、先ほど言いましたモデル地区とか各種イベント、健康体操なんかで周知する。これは、ある面ではその内容を持って行って、そこでそれを受けとめてもらった方からいろんなまた情報交換、要は対峙できるPRの仕方。

そして3つ目が、先ほどの答弁の中にありませんでしたが、庁舎内でその分野別、または内容別、これは例えば教育委員会の中の学校ではどうでしょうか。それから保育園ではどうでしょうか。また、地域ではどのようにやりましょうというふうな形でのその対策ですね。それを各課の中の横断的にやる会議を開いて、例えば教育委員会なら教育委員会の学校教育課は小学校の生徒たちでこういうふうにやりましょうというふうな施策が、そういうものを庁舎内で決めますよというふうな前回は答弁がありました。それについての見方ですね。それをある面ではきちっと評価、検証しないとその見直し、ことしになっての見直しですね。それとか、追加ができないんじゃないかというふうに思います。

というのは、この中にもいろんな進め方を進めていくという中で書いてあります。各分野での具体的な取り組みの評価、検証をするともに、そういう見直しとかそういうものをやっていきましょう。というのは、どうだったかというのを検証しないと、次の展開がされない。それは24年の中です。後でも質問しますが、24年のつくろっさ！私の行動目標を立てるというのがありますが、それにつなげていけないというふうな気がします。

そういう面から、再度、例えば広報紙なんかでのPRの度合いはどうだったのか、それからモデル地区を設定しましたが、その中からではどういう評価を得ましたか。それから、庁舎内での会議の開催と、どここの課は何々を決めましたか。それについてどうかというのを再度お聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） モデル事業の今お話が出ましたので、ちょっと回答させていただきます。

平成23年度モデル地区での施策としまして、永平寺保健計画に上げた健康づくりの行動目標を家庭や地域の中で実践していただいて、町全体に健康づくりの取り組みが波及することを目的としまして、松岡地区で3地区、領家、湯谷、薬師3丁目。それから永平寺地区で3地区、市野々、東古市、上浄法寺。それから上志比地区では2地区、藤巻、山王の計8カ所で実施をいたしております。

モデル地区では各区の区長さんを中心にそれぞれのところで健康づくり委員会を設置していただきまして、計画を立てて実践をしていただきました。この計画の中では必須事業であります健康づくりの講演会、それからがん予防、それから生活習慣病、それから歯の健康、認知症の予防の講演会、これらを開催して、モデル地区全体で420名の参加があったというふうに聞いてございます。

それから、健診の受診勧奨ということで、9月、10月にかけて健診のチラシを全戸配布していただきますようお願いし、ぜひ受診していただくような声かけ、活動も行っております。

それから、健康ウォーキング、町民ラジオ体操の積極的な参加もお願いしておりますし、モデル地区全体で270名余りの参加がございました。そのほかに選択事業というふうな事業も計画の中に盛り込んでもらっております。

この中で、各モデル地区で多く見られたのは、毎日野菜を食べるとか、意識して体を動かすとか、それから健診を年に1回は必ず受けるというふうな取り組みをしていただくような地区が数多くございました。事業の参加延べ人数は4,060名ちょっとになっておりまして、またがんの受診率ですけれども、モデル地区全体でも増加があり、健康づくりの充実が図られたと思っております。

そのほか、上志比の山王地区では独自に元気、長生き、山王かわら版というふうな広報紙をつくっていただきまして、4月から9月にかけて全戸配布して、こういうふうな健康づくり事業に積極的に取り組んでいただいておりますというふうな現状でございます。

それから、他地区での周知ということでございますけれども、広報紙、それからモデル地区の記事を広報紙の23年の9月、それから12月にもそれぞれ掲載しております、モデル地区以外の各地区の教室でもそういうふうな事業の説明を行いまして、個人的においても自分に合った取り組みを組ませていただきたいというふうな勧奨も行って、今生活習慣予防の大切さを周知しているようなところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

次に進む前の質問に対して答えを言って、ずっと質問事項を書いてありますので、次の質問事項の回答を答えていただいている形になりましたけれども。

大変申しわけありませんが、もう一度戻ります。先ほどお聞きしたのは、まず、町の広報紙でやったときの反応も含めて、それから今言うダイジェスト版配りましたね。これなんかのどういうふうになっているかという検証は、ひょっともしたらやられてないんじゃないかというふうに言いたいわけです。というのは、周知するために出しましたね。要は、広報紙に載せましたね。それがどういう形で知れ渡っているかなというのを例えば保健師さんも含めてその方々がその地域に出向いて、実はこんなのが皆さんのご家庭にあるんですが、ありますかというふうな形でのその取り組みというんですか、検証というんですか、そういうものは必要じゃないですかと言いたいわけです。今お聞きすると、何月に広報紙に出しましたね。それから、何月にはまた広報紙に載せましょうというような形での取り組みの、当然やっていないとは言っていないですよ。ただ、それをやっているのをどのように周知されているかというのを把握していないんじゃないかというのを一つお聞きしたかったんですね。

それともう一点聞きます。そのとき、それをどのように進めましょうかというときに、先ほど言いましたように庁舎内での会議を開催して、それぞれの分野、課の中でその方針を立てますとおっしゃっていました。なら、開催とその課の内容がありましたらお教えてください。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川齊男君） 把握の方法としましては、今考えられるのは、いわゆる各地区に出向きまして健康教室というふうなことを実施しております。その際、参加していただいた住民の方に再度聞き取りというふうなこともやって、

皆さん知っているかどうかというふうなことも必要じゃないかなと思っております。

それから、庁舎内の各分野での協議というふうな質問でございましたけれども、私聞いておりますのは、いわゆる5カ年計画というふうなことでございまして、各年度での検証といたしますか、そういうようなのはまだちょっとやるような計画ではないというふうなことをちょっと聞いておりますけれども、当然、計画を立てたわけでございますから、それぞれの成果があるかどうかというふうな検証も必要かと思っておりますので、今後、また考えさせていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 後の質問にちょっと絡んできますが、私の言いたいのは、やはり庁舎内でそういう会議を持つなら持って、きちっとそういう計画は立ててほしいということです。

例えばの例を出します。例えば学校教育さんが出しやすいのですぐ出させもらうの申しわけないんですが、もしも学校教育課の中で小学校を対象にこれを5カ年計画で進めましょうというふうになったときに、まず永平寺町健康づくり11からだ条、これを各小学校で子供さんに周知をするような時間を持ちましたか。まずそれが1点。

それから、ことはそれを今度は子供さんと一緒にやろうとやるわけですが、そういうふうな形での計画性を例えば保健、できるできないはちょっとあれですけども、学校の全体教育または保健の授業の中等でそういうものを計画の中に上げましたでしょうかということもちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 今のところ、そういうふうなのはちょっと私のほうでも把握しておりませんので、また担当の保健師等にも確認させていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えします。学校教育課としましても、今議員おっしゃられたようなことまでは把握してございませんので、確認させていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私の言いたいのは、こういうような形で一つの町民の健康づくりをしようと思ったら、それぞれの分野がそれぞれのところで、ある面では

同じようなことをやっている。例えば小学校の子供はそんなんでも勉強しているよ。家へ帰ると家のほうで家の集落の勉強会があって、お父さんもお母さんもそれやっていたよと。そういうような形で、ある面では全体的に動くような計画性を持たないと周知はできないんじゃないかなということ、ぜひそういうふうな考えをすることによって、ならことしの次また24年度あるんですが、24年度の第2ステップの計画性が出てくるんじゃないでしょうかということ、ぜひそういうことを見ていただいて計画をつくっていただきたいというふうに思います。

ほんなら、次のところで回答いただきましたので、次は健康づくりモデル事業の成果ということで上げさせていただきます。健康づくりモデル地区、これは私も大変いいことだろうと思いますし、先ほど結果報告がありました。延べ4,060の方が参加されて、また健康の8カ所の中では420の方が参加されましたよと。それから検診率のそういうことも含めて伸びる形になりましたねというようなことで取り組んでいただいています。

これは、ここの昨年度は8カ所、それからみんながつくる健康づくり推進事業実施要綱の中にはそういう形でそれぞれの地域の中で健康づくりをすることによってやはり支援をしながら、それを今年だけでとどまらず、今後も広めて、極端に言えば全地区、全地域の中にそれを進展していきましょうというふうな形が載っております。ぜひともこの健康づくりモデル地区の成果と、その反省を踏まえて、その普及をしていただきたいと思うわけですが、今年度のモデル地区の指定されているところ、またはその中でちょっとユニークな取り組みがあったらご紹介いただければというふうに思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 24年度のモデル地区でございますが、今年度の計画でも健康教室、それから糖尿病の予防教室等々のそういうふうな事業がございます。モデル地区でございますが、松岡地区では上吉野、それから松ヶ原4丁目、兼定島、それから永平寺地区では諏訪間、光明寺、中浄法寺、それから上志比地区では竹原、栗住波、この各地でモデル事業をやっていただくようなことになってございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひまたこの事業の展開をお願いしたいというふうに思っております。

やはり健康づくりモデル地区を設定されて、多分、そこの地区の方は1年間に

ろんな形で事業に参加されて、健康のことについて意識が芽生えると思いますし醸成されると思いますので、ぜひまた頑張ってくださいながら、またそのときどきの結果報告の検証をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それで、先ほど、その次なんですけど、例えば永平寺地区を一つの例にとります。南地区は、先般は市野々地区がたしか23年度はなっていたかと思います。この年は諏訪間地区ということになっています。それぞれの小学校区の中でそれぞれ地区を決めてやっているわけですが、それぞれの地域の中での展開。例えば23年度の中で、要は地区でそれを広げようとする母体は、その地区の例えば諏訪間地区なら諏訪間地区の住民の方々は当然その地区で頑張ります。でも、例えば仮に南地区のところを全体に広めようとしたら、それは行政が対応しないとできないというふうに思っています。

そういうことから、例えば一つの例ですが、仮に例を出しますと、志比南地区のほうでことし2年目で関係プレーをとるような行政の取り組みの計画がありましたらご紹介していただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 各地区との連携というふうなことは、今現在、計画はしておりません。

以上です。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひ、私の考えだけかもしれませんが、その地区でそれをタイアップできるようなことをお願いできないかなというふうに思います。例えば、先ほど伊藤議員のほうからありましたけれども、廃線跡地の健康ウオークがあるのであれば、そのウオークをある面では関係プレーをとれるような、またはそういうのを呼びかけ、働きかけは、ある面では行政だからできる。その地区、1地区もできますが、ぜひ行政の力を発揮していただきたいというふうに思います。そういうところをぜひ考えていただいて、また来年は成果がありましたらご報告をお願いします。

それから健康体操、こしの国チャンネルの92チャンネルでやっています。職員の方でこの中におられる方で健康体操を实际なされた方は何人ほどいらっしゃいますでしょうか。もしもおられる方、ちょっと手を挙げていただけますか。

健康体操を92チャンネルで毎日3回並びに5回放映しています。ストレッチ編とか、3つつくっています。

要は、私の言いたいのは、その健康体操の普及をするに当たって、放映だけじゃなくて、その健康体操をどのように普及するかということをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

私も3つはやっていません。ストレッチ編と、もう一つ何やったかちょっと忘れましたが、2つしかまだ経験していませんが、そういうような形でぜひそれを波及して、その波及効果をしていくというようなことで、それも一つのその地域に広げる題材にもなりますので、ぜひその利用状況、そういうものをお願いしたい。

例えば一つ例ですが、著作権はこちらに持っていると思いますので、あれDVDで製作されると思います。例えばそのDVDの製作版をそれぞれのいきいきサロン、今各地域でやっています。いきいきサロンのお年寄りの方々にそういうものを出してぜひやっていければいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういうふうな企画も考えていただきたいというふうに思います。

前のときに川治議員だったと思うんですが、永平寺町のそういうものをDVDで紹介するに当たって、そういうDVDを普及したらどうですかというのがありました。DVD著作権がこちらにあるのであれば、ぜひつくって、またその対応をお願いできればいいというふうに思います。

次の質問です。24年度につくろっさ！私の行動計画目標ですが、これの具体的な対応がありましたらお聞かせください。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川齊男君） これは、知ろっさ！健康づくりというふうなことからの引き続きで、自分で行動目標を立てるということでつくろっさ！私の行動目標というぐあいになっておりますが、これはそれぞれ個人でできるような、先ほどちょっと申しましたけれども、糖尿予防の教室とか、それから健康診断等々、自分でできる範囲の行動目標を立てるということになっておりますので、モデル地区においてもさまざまな行動目標をつくっていただいて実践していただきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） あらかじめ時間の延長を行います。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 先般もちょっと一つ例を前のとき出させていただいたんですが、この24年度の計画ですね。つくろっさ！私の行動目標を立てる。これは、先ほど今課長が言われましたように、それぞれの個人の目標を立てて、その行動

をその運動を少ししようとか、そういうことをやるわけです。それで11からだ条の活用の中で応援体制、それがしっかりしないとこれはできないんじゃないかなというふうに思います。

例えば、健康づくりのチャレンジ登録なんかをやったらどうでしょうかと言いました。これは、先ほど学校教育課、それから子育て支援課もそうですが、その学校教育課の子供さんにある面ではそのチャレンジ目標をお父さん、お母さんと一緒につくったらどうですか。そういうふうなもの。また、チャレンジを登録していただいて、それについてどう実践していこうかというふうな計画を、ある面では先ほど言った庁舎内会議の中で、こうやねと。これは学校教育課と、それから地域のそこでそういうものを一つのチャレンジ募集やね。その登録募集みたいなのを企画して、親御さんと子供さんとやったらどうですか。また、その集落の中で、先ほどモデル地区がありましたら、モデル地区の中で家族の中、家族が5人おるとしたら、その5人でそういうものをつくって実践の一つの表みたいにつくってチャレンジ計画をしたらどうですか。そういうふうな、例えば応援をしてあげないとなかなかできないんじゃないかというふうに思います。

そういう中から、例えば親子であったり、家庭であったり、職場であったり、地域の中でそういうふうなチャレンジ登録の実施みたいなのはぜひやっていただけたらいいんじゃないかと思うんですが、そういうことについてのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 大変貴重なご意見をいただきました。それに基づくような打ち合わせというんですか、計画等を担当のほうでまた考えていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひお願いしたいと思います。それであれば、23年度は知ろっさ！11からだ条、それからことしはつくろっさ！私の行動目標ですから、ぜひそれを後押しできる施策計画をお願いして、この質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2問目に行きます。

これは同僚議員、いろんな形で議会と語ろう会の内容をご説明しております。私も議会と語ろう会の中から町民の声が上がってまいりました。貴重なご意見、また手厳しいご意見、そしていろんなご質問を含めての内容がたくさんあります。

た。それは先般、委員会のほうでまとめて行政の方々のほうには周知されているかと思います。

その中から、この機会を利用して若干披露というんですか、住民の方、町民の方々にわかっていただくことと、こういうものがありましたということで、時間のある限り、二、三質問をさせていただきたいというふうに思います。

議会と語ろう会、町民の声からということで、5月28、29、31日、3日間で町内12カ所で開催しました。200名の参加をいただいたように思っています。

この議会と語ろう会、合併当時から議会改革の中で開かれた議会、見える議会の要は報告会をやるということで開催をずっとやってきまして、一応昨年从去年2回の定期開催がされました。これは、こんなこと言って自慢するわけじゃないですが、永平寺町、先ほど同僚議員なんかも、伊藤議員でしたかありましたように、全国的にも評価され、表彰されている状況下であるかと思います。

それで、今回はその2カ所に定期開催の中で、今度は地域に入っていこうということで集落センターのほうに入る形で12カ所の開催になりました。この後は基本、永平寺町の議会基本条例もつくっていくわけですが、そういうものを制定しながら、いろんな議会の活動を明文化して、今後、町民の方々と一緒に永平寺町のために頑張らなあかんということで心新たにしているというのは議員総意のことだというふうに思っております。

一応4つのグループに議員が分かれまして、当グループ、私たちのグループは28日に永平寺地区の谷口のコミュニティセンター、29日は松岡地区の志比堺のセンター、それから31日には上志比の公民館、上志比支所で開催をさせていただきました。その意見のいろんな中で、たくさん意見が出たわけですが、その中で二、三ピックアップさせていただきたいというふうに思っています。

内容については、質問書の中で7つほど項目を挙げました。その7つほどの項目のほか、例えば健康福祉施設、これはテーマは3つあったんですが、そのテーマのほかにも必ず出た内容が健康福祉施設の件、それから観光施策の件、それからえち鉄利用の件、それからよく議員も言いました子供の通学路安全確保の件、それから再生可能エネルギー、小水力の発電の件、それから細かく言いますと松岡公園の道路の整備の件もありましたし、それから出ていました消防の統合の体制の件等、るる全部でたくさん出たかと思います。

その中で時間の許す限りちょっと一つピックアップさせていただきたいという

ふうに思っています。

まず1つ目、どこの会場でも出ました。健康福祉施設についての疑問点、いろんな点が出ました。ちょっと時間もないのでピックアップだけにさせていただくかもしれませんが。

1つは、道の駅の構想がいつから具体的になったんですか。道の駅というのは全国的にもたくさんありますが、3分の1も満たないぐらいしか成功されていないというふうに聞いているんですが、今後、その負担にはならないんですか。

それから、健康福祉施設はCAMU湯の代替と言うとおかしいですが、そのために、住民のための温泉だと聞いている。だから、何も道の駅のそれは必要ないんじゃないですかとまでも言いませんが、そういうふうな形で道の駅はつくらないというふうに聞いているんですがというふうなご意見がありました。これは、永平寺地区のみならず、上志比地区のほうからも上がってきております。

そこでお聞きしたいのは、その道の駅の、この前も一般質問で出ましたけれども、今後、なったときの建設費用とか、ランニングのコスト計算はできているんでしょうかというのをまず1点お聞きしたいというふうに思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、道の駅ですが、これは観光の広域化に対する拠点づくりと地域の活性化が大きな役割でございます。交流の促進によるにぎわいを創出するために必要な施設であると感じております。

まず、平成22年に県より新たな道の駅整備に関する調査がございました。そういうところから、町は将来に向けて整備したい意向を持っているという回答をいたしました。

また、永平寺町から奥越地域の間は道の駅の空白地帯でございます。地元上志比地区からも道の駅を誘致していただきたいとの要望書が提出されていることから、地域の活性化や健康福祉施設を生かした複合的な相乗効果を上げるための施策として検討してまいりました。

整備については、関係課とも多角的な視点から補助事業の活用を検討しているところです。

また、ランニングコスト等につきましては、大きな規模のものというような考えは今のところ持っておらず、駐車場のスペース等につきましても、その町としての身の丈にあったようなものでつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど議員さんがおっしゃってありました全国での道の駅の赤字といいますか、経営が成り立っていないところが多いというところにつきまして、私たちが確認はしておりますが、かなり大きなところの施設が主になっているということから、永平寺町としてもそういうようなものは考えておらずに、やはり地域の情報の拠点となって、地域の歴史や文化、名勝や特産品なんかの紹介ができるような地域振興施設等を備えたものでやっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

いろんなもっと詳しくはあれとして、町民の方々はある面ではそういうことを知らないという言葉は語弊ありますが、ぜひまたある機会にお知らせいただいて、ご理解をいただけたらいいんじゃないかというふうに思います。

また同じく、まずもう一つ温泉の健康福祉施設のことですが、その言葉の中にありました。利用者の増減が直接負担の度合いとなってくる。年間6万5,000とあるが、そんなに来ないんじゃないかというようなご意見もありました。

それから、現在200円なのに400円、500円になったら、その地区の方々も今までみたいに行けなくなってしまいますねというようなご意見もありました。

それから、今度はその施策の中ですが、10人とかある程度のことがまとまれば送迎バスを出しますというような対応があったんだけど、例えば小さい集落でそれ以下やったらどうなるのと。そこでも出してくれないのかというような、小さい村だったらなかなか集まれんねというような言葉がありました。

それからコミュニティバスの運行とかそんなのを、例えばもうちょっとダイヤを考えてほしいとか、週何回かは定期バスみたいな形で、例えばこの地区は月曜来ますよとか、そんな感じにしたほうが人が来るんじゃないかなというような例えば提案をいただいたご意見も多々あったと思います。

そこで、やはり一つの大きな問題というんじゃないですが、6万6,300人を計画の中に上がっているわけですが、町内からは3万3,000人でしたかね。町内は。3万人でしたかね。それから、町外は3万3,000人で、観光客が3,300人というような形での振り分けが当初からご質問させていただいたときにはお答えいただいたと思います。

いろんな議員の中で話している中で、もうあと半年という段階で、やはり6万

6, 300集める手だてをもっと考えていただきたいというふうなことで、同じようなことが住民の方々も考えているんじゃないかと思います。この6万6, 300人を集める一つの施策みたいなのをもしも考えていらっしゃるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今、6万6, 300人の内訳がありましたけれども、町内の方が3万5, 000人、町外の方が3万人、それから観光客が1, 000人というような見込みをしております。

それは、運業者募集において優先交渉者のほうから6万6, 300人、今議員さんおっしゃいました利用客を見込んでという提案をいただきました。

利用者の減によって収入が減っても、開業から3年間の町から支払う指定管理料の総額は変わりませんが、将来的な安定した経営をするためには、利用客数の確保は必要不可欠なことをごさいます。

このため、利用者の皆様には、この温泉のよさを知っていただくための情報発信と魅力ある施設運営が必要と考えております。

この7月から施設の名称募集をさせていただきますけれども、情報発信として名称が決まった後、インターネットなどによる周知を図りまして、永平寺温泉のよさをPRしていきたいと考えております。

それから、施設の運営面におきましては、運営事業者から提案された内容と町として実施すべき施策を具体化するため、今検討を行っている最中であるところをごさいますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

町民の方々は、やはりいかにこれを負担が増加せずにその集客を図るにはどうしたらいいかということと、また自分たちが行くにはどうしたらいいかなということ懸念しての言葉だと思いますので、ぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

それからもう一つ出ていたのが、もう一点、3つあったんですが、そのリスクですね。今後、先ほど言いましたように、例えば塩分、鉄分が多いと聞いているんだけど、いろんな腐食等の何かはあるんじゃないかとか、赤字になったときはだれが責任持つんやというようなご意見とか、そういうようなことがリスク対応のことが上がっておりました。それが大体温泉のところの内容であります。

続いてもう一つ行きたいと思います。

観光施策についての話がありました。永平寺の誘客数が、勝山の恐竜会館はふえていますね。それから、福井の朝倉遺跡のところもふえていますね。でも、永平寺町は減っているという現状をある面では町当局も考えて、その減少した要因、またその減少していく誘客のニーズ等の分析とか、そういうものはどうなってるのというふうなご質問がありました。それと、にぎわい創出の永平寺の志比地区でやっているんですが、いつまでにどれだけの見込み客を持っているのかというふうなご意見もありました。

そういう中で大変答えにくいとは思いますが、短い時間ですけど、もしもお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 観光地の増加でございます。ほか観光地が増加していて永平寺は減少しているというその原因ということでございます。23年につきましては、一部を除き全国的な観光客の減少という傾向でございました。近年の大本山永平寺参拝者数のことをとらえていらっしゃると思いますが、これは大体60万人前後で横ばい状況となっている状況でございます。

ここ2年で見ますと、大雪、また東日本大震災、この影響を大きく受けたものというふうに考えているところでございます。といいますのは、大本山永平寺に参拝されるお客様の9割が県外となっております、そのうち曹洞宗のお寺の関係の参拝も多くございます。非常に全国でたくさんのお寺が被害を受けたということで、こういった関係から自然災害等も減少要因の一つというふうに考えております。

また、2つ目としては、ETC搭載車、こうした高速道路の専用割引等がございましたが、こういった撤廃等も要因。また、長引く景気低迷といったようなこともございますし、4つ目には旅行スタイル、そういったものが今までの観光バスで来る団体旅行、そういったものから少人数グループ、ファミリー旅行といったようなスタイルに移行してきたこと。また、旅行の志向として、やはり安上がりで近くで短期間というような、そういったことがふえてきたということが原因というふうに考えております。

また、県内の主たる観光地の中で観光客が増加した要因につきましては、NHKの大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」というテレビがございましたが、ゆかりの地であったりとか、白い犬ということで全国CMの効果というものがございま

した。また、首都圏でのPR。また、年間を通してさまざまなイベントを開催したという地域もございました。

こういったことで、今後はこういったことも踏まえながら、大本山永平寺を核としながら、九頭竜川のアユ釣りもございませし、吉峰寺や弁財天、浄法寺山、松岡の古墳群などもございませ。永平寺町全体の誘客も進めていきたいというふうには考えております。今後さまざまな自然、歴史、文化などのすぐれた観光資源の活用も行っていきたいと。

また、観光地として受け入れ体制も整えながら、観光客の増加を図っていくために、例えば本年度つくらせていただきますが、DVDの活用やパンフレットの作成、またインターネットの情報提供など広報PR活動と、これの強化策というふうに取り組みたいというふうに考えておりますし、町のすぐれたものを情報発信してまいりたいというふうに考えております。

それともう一点、にぎわい創出事業でよろしゅうございませか。にぎわい創出事業につきましては、21年度、県の採択を受けまして、福井県の目玉となる観光地づくり事業でございませ。この事業採択を受けまして、22年度、23年度ということで永平寺町門のにぎわい創出事業として取り組みさせていただいたと。本年3月に完成させていただきまして完成式を5月にさせていただきましたが、歩く、もてなすということで、人の五感に訴えるような見る、聞く、かぐ、味わう、触れるといったようなコンセプトというようなことで、観光客が気軽に門前商店街を歩く雰囲気づくりや、また歩いてみたくなる環境づくりに努める、また旅の楽しみや思い出づくりとなるような心の観光地を目指して事業を行ってまいったわけでございます。

成果といたしましては、門前街の現在景観統一というものが図られました。屋外広告物が小振りのもの書きかえられておりますし、門前街らしいモノトーンというものを基調とした落ちついた空間となってまいったところでございませ。門前街からも雰囲気もよくなってきたというふうなお声もちょうだいしているところでございませし、5月末の本山の入り込み客数につきましては、前年から比べますと増加しているといったような本山からのお話も伺っているところでございませ。

今後は町におきまして、やはり大本山永平寺を核としたということで、門前街としての観光誘客力、そういったものを高めていただきながら、滞在時間の延長やリピーター客、また新たな観光客の誘致を図れるものというふうと考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

いろいろな形で取り組んでいただいていることで、やはりその永平寺町の魅力は増していくことが一番誘客につながるんじゃないかというふうに思っております。

それで、先般の新聞に県の事業としてふるさと創造プロジェクト事業というのがあります。これは17市町が対象で、それぞれの市町で対応していただくというような形での実施計画であります。3カ年でやって、市町に上限ですけれども1億円を計上しましょうと。ソフト事業では全額、それからハード事業では半額の補助をしようというふうな計画であります。2013年度までに全市町で事業着手を目指してしようというふうな県の方針が、先般新聞に載っております。

今年度は5つの市町、勝山市、若狭町、池田町、敦賀市、あわら市があります。それぞれの、勝山ですと白山平泉の境内の周辺。それから若狭町ですと、瓜割の滝のところでの水力発電を利用した環境活動。それから池田町は、廃校を利用した農家レストランのコミュニティのビジネス。それから敦賀市は、市立博物館の周辺の整備。それからあわら市は、JRあわら駅の駅前の活性化。そういうような形でそれぞれの事業を市町で取り組むというふうな計画を上げております。

当永平寺町では、どのような今計画を上げるのか、またはその推進状況、または何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） ふるさと創造プロジェクトにつきましては、まず県が門前のにぎわい創出事業ということでさせていただいたと。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。ふるさと創造プロジェクト事業でございますが、これにつきましては、さきの全員協議会でもちょっとお話しさせていただいたかと思っておりますけれども、これにつきましては今年度は事業計画ということで、8月末をめどにどのようなところに取り組んでいったらよいかということで今庁内で検討しているところでございます。

そこで、先ほど申し上げましたけれども総事業費は1億7,000万です。そのうち、3,000万円のソフト事業につきましては10分の10、1億4,000万のうちの2分の1、7,000万につきましては県の補助で、町が7,000万ですか、最高で1億7,000万でございます。

そういう事業につきましてただいま検討しているところでございますので、詳細につきましては、決まりましたらまたお知らせをいたしますので、今回はちょっとその辺で答弁は控えさせていただきます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ぜひふるさと創造プロジェクトはいろんな形でのプロジェクトがあると思うんですが、ぜひ議会にその内容検討を含めてお示しをいただきながら、ぜひまた一緒に考えさせていただければと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

最後です。その同じように、ここにありましたように、若狭町は瓜割の滝の水力発電をやりました。先ほどの語ろう会の中にも再生可能エネルギーの政策はやっているのかというのがありました。町はいろんな形で2カ所でしたかね、3カ所でしたかね、今町は考えているというようなこの前答弁がありました。

それで、私どももこの前の一般質問でも、ピコ水力発電、そしてその地域の活性化、またはその地域の観光に結びつくような形での事例になるようなものをぜひ取り組んでいただいてほしいなというようなことを先般の一般質問、またいろんなときに発言させていただきました。

そこで、県のほうの中の今回のちょっと新聞で見させていただいたんですが、水力発電に地域活性をとということで、これは4月26の新聞広告ですが、県はピコ発電と呼ばれる1キロワット未満の施設で事業内容は発電機の発電した電気を活用する設備の設置、PR、そういうものをやりましょうということで、対象としては過疎法、または山村振興法などの該当する中山間地が対象ですよということ。それから、一応2団体を見てやりましょうということで、これは任意団体、地域住民NPOとか、そういうものを問わず、いろんな方々の参加が望ましいというようなこともありました。課のほうで今その再生可能エネルギー、小水力発電について計画をしているという、または見ているということで、町の動向、または町の対応についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） 今、上田議員さんから言われました小水力発電の具体的

な案ということで言われましたので、本年度は町内の河川及び農業用水等の中から10カ所制度の候補地を現地調査しまして実施しまして、発電量のもとになる、りによい、実現可能が高い候補地を数カ所選定しまして、詳細調査を行うこととしております。

その詳細につきましては6月に業務委託して、その結果を踏まえて事業化に慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） できましたら、その10カ所を候補挙げているのであれば、決まり次第、議会に説明いただきたいと思ひますし、その選定の一つの基準みたいなもの、そういうものがあつたらぜひお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

やはり、ただ水力発電によって、この前、街灯をそれにつけるとか、通学路にそれにつけるとか、いろんなPRの仕方がありますし、観光と結びつくとありますので、ぜひ、例えばそういう面をお願ひしたい。

我田引水ではありませんが、今南のほうの跡地があります。跡地の有効利用、それからサケマス遡上の川があります。そして、永平寺大本山があります。また、それに小水力発電のそういった発電によって、例えば永平寺地区の街灯は、要はそこで賄っていますねと。永平寺ダムというのがありますけれども、あのダムを利用できるかどうかちょっとわかりませんが、そういう面である面ではPR効果があるような、特にぜひお願ひしたいというふうに思ひます。

それから、きのうの新聞ですが、あの同じ小水力発電の中で、県は九頭竜川流域でのパイプラインも含めて小水力発電を2016年度に7カ所決めたいなというふうにあります。これについては、やはりうちのほうは今言う鳴鹿堰堤から出ている、坂井市のほうになりますけれども、用水がありますので、そういう中でぜひそういうものの中の検討にある面では参画と言うとおかしいですけども、PRというんですか、県に対しての働きかけなんかはどう考えているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（栴山 勇君） 今言われました芝原用水と十郷用水の件ですけども、県のほうに聞きましたら、永平寺町の管内でのいわゆる落差が少ないため、小水力発電には向いていないということを聞いております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 先般、手取川水系に行かせてもらいました。そのときには落差5メートルぐらいで小水力発電をつくっていました。たしか5メートルでしたね。5メートルぐらい、それもっと小さかったかもしれない、それぐらいのぱっと落ちる落差で見た感じでは堤防は2メートルぐらいしかないと思ったんですが、当然、その落差のあれがあると思います。最終的な下が5メートルだと思うんですが、そういうような形からいくと結構あの対応が可能じゃないかなというふうに思います。ぜひ、なかなか大変かと思いますが、そこらも含めて、県はそういうふうに答えていますが、どうでしょうかというアタックをぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いして、そのあたりをちょっともう一回再度。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） その件につきましては、また私のほうから県の芝原用水とか十郷用水のほうに聞きまして、またいろんなことでできないかという相談はまたしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 聞きたいのは、ちょっとでもそういうのがのっかって、そういうものをぜひ考えてもらう、そういう動きをしないとだめじゃないですかということを最後にお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 5時23分 休憩）

（午後 5時23分 再開）

○議長（河合永充君） ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす20日は定刻より本会議を開会したいと思いますのでご参のほどよろしく願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 5時24分 延会)